

令和4年版（2022年版）

姫路の環境

(第57号)

－姫路市環境基本計画報告書－



姫路市 環境局 環境政策室

表紙の写真

姫路城ゼロカーボンキャッスル構想

令和4年4月に、「姫路城ゼロカーボンキャッスル構想～世界遺産・国宝「姫路城」から始まる脱炭素ドミノ～」が環境省より第1回脱炭素先行地域の選定を受けました。今後は、同構想の実現に向けて、姫路城及び周辺の公共施設13施設の脱炭素化を目指すとともに、脱炭素先行地域での取組を域外にも波及させ、姫路城を起点とした脱炭素ドミノを引き起こし、地域課題の同時解決を図ります。

一目 次一

第1章 姫路市の概況	1
1 基本的条件	1
(1) 位置・地勢	1
(2) 気候	1
2 市勢	2
(1) 人口	2
(2) 面積	2
(3) 土地利用	2
(4) 産業	3
(5) 交通	4
3 地域の環境特性	5
(1) 森林・丘陵・田園地域	5
(2) 市街地地域	5
(3) 臨海・諸島地域	5
第2章 姫路市環境基本計画	6
1 環境基本計画とは	6
(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の基本的事項	6
2 計画が目指すもの	7
(1) 環境像	7
(2) 基本目標	7
3 リーディングプラン	7
4 進行管理の方法	7
第3章 環境基本計画の推進状況 ー環境指標による確認ー	8
第4章 推進施策の取組状況	9
1 市民環境力の充実・強化	9
(1) ライフステージに応じた環境学習の推進	9
(2) 環境啓発活動の推進	11
(3) 環境配慮活動の促進	11
2 地球温暖化対策の推進	14
(1) 脱炭素型まちづくりの推進	14
(2) 気候変動適応策の推進	15
3 生活環境の保全	16
(1) 大気環境の保全	16
(2) 水環境の保全	18

(3) 土壤環境の保全	19
(4) 快適な生活環境の保全	19
4 自然環境との共生	21
(1) 生物多様性の保全	21
(2) 緑の保全と創造	21
(3) 水辺の保全と創造	22
5 地域循環力の推進	23
(1) 循環型社会の構築	23
(2) 地域循環共生圏の拡充	23
 第5章 事業者としての取組	26
1 組織	26
2 姫路市環境アクション	26
(1) 計画の概要	26
(2) 温室効果ガス排出状況	27
3 環境マネジメントシステム	28
(1) 環境マネジメントシステムとは	28
(2) 対象範囲	28
(3) 目的	28
(4) 取組状況	29
(5) システム審査と見直し	29
 資料	32
1 年表	32
2 姫路市環境関連条例	40
(1) 姫路の環境をみんなで守り育てる条例	40
(2) 姫路市公害防止条例	43
(3) 姫路市環境審議会条例	48
3 姫路市環境審議会	50

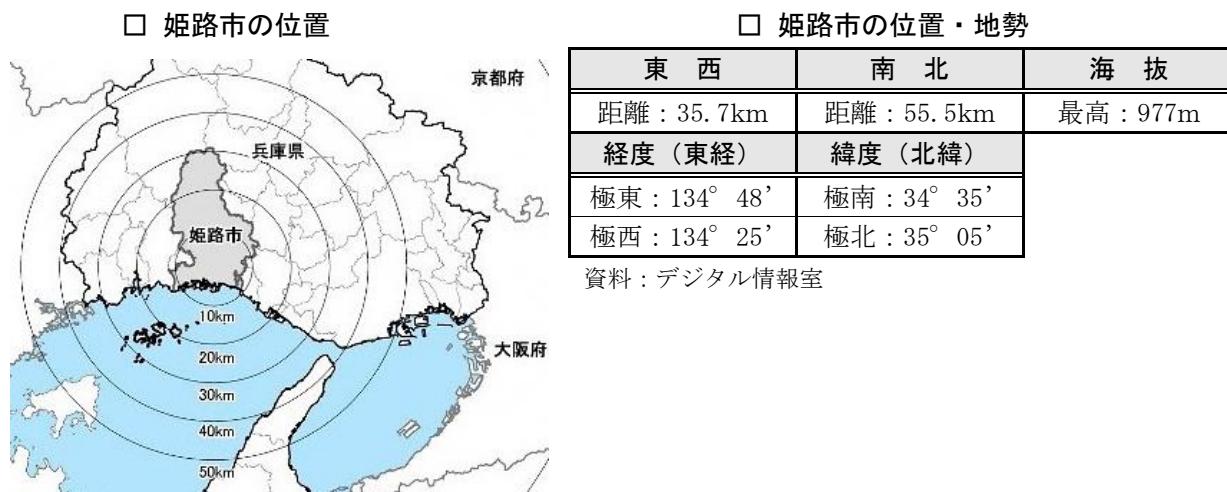
第1章 姫路市の概況

1 基本的条件

(1) 位置・地勢

本市は兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置し、播磨地域の中核都市となっています。神戸市まで約50km、岡山市まで約70km、大阪市や鳥取市まで約100kmの直線距離にあり、京阪神・中国・山陰を結ぶ交通の要所となっています。

市域北部には雪彦峰山県立自然公園をはじめとする豊かな森林や田園が広がり、市域中南部には世界遺産姫路城や姫路駅を中心に市街地が広がっています。播磨灘には市川、夢前川、揖保川等の河川が流入し、大小40あまりの島からなる家島諸島を擁する瀬戸内海国立公園を形成しています。



(2) 気候

本市の気候は瀬戸内海式気候に属し、四季を通じて晴天の日が多く続きます。また、台風などの自然災害も少なく穏やかな気候です。令和3年（2021年）の平均気温は16.2°C（最高36.8°C、最低-6.9°C）、年間降水量は1,436.0mm、年平均風速は2.6m/sでした。

□ 姫路市の気象状況（令和3年）

月	降水量(mm)	気温(°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高平均	日最低平均			
1	57.5	4.4	10.2	0.0	71	2.7	174.3
2	40.5	7.1	13.4	1.7	66	2.9	195.3
3	93.0	11.0	17.2	5.6	69	2.8	191.0
4	118.0	14.1	20.4	8.1	65	2.8	218.9
5	160.5	18.7	23.2	14.4	77	2.7	164.1
6	207.5	22.8	27.0	18.9	77	2.4	166.3
7	204.0	26.7	31.1	23.3	79	2.3	185.9
8	251.0	27.0	30.7	23.9	79	2.7	152.6
9	126.0	24.0	28.1	20.7	79	2.2	127.0
10	47.5	18.9	24.3	14.5	74	2.4	193.0
11	100.0	12.1	18.3	7.1	72	2.4	189.3
12	30.5	7.0	12.6	2.3	70	2.8	160.0
年間	1,436.0	16.2	21.4	11.7	73	2.6	2,117.7

資料 : 気象庁気象統計情報

2 市勢

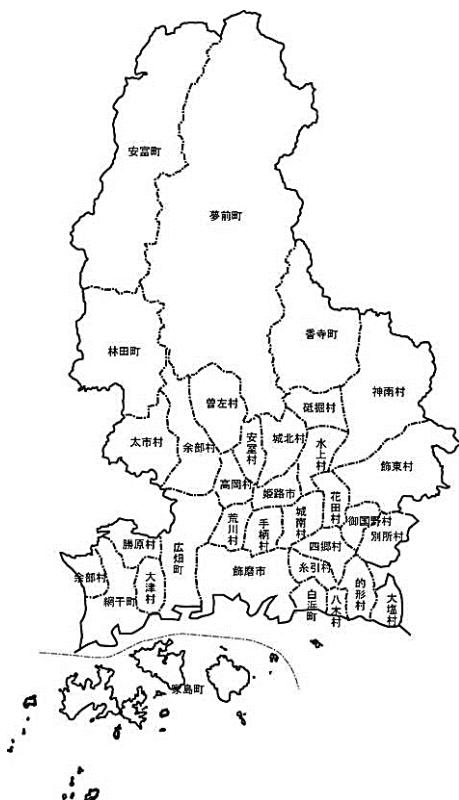
(1) 人口

明治22年（1889年）4月1日、全国30市とともに我が国で初めて市制を布いた当時、本市の人口は約25,000人でした。明治45年（1912年）の飾磨郡国衙村、市殿村の一部合併をはじめとする数次の合併によって昭和11年（1936年）に人口が10万人を超え、第二次世界大戦により中心地のほとんどが焦土と化したものの、昭和21年（1946年）には1市3町3村と合併し人口が倍増しました。その後も平成18年（2006年）に家島町、夢前町、香寺町、安富町を編入するなど合併を重ね、現在では人口が52万人を超える県下第2の都市となっていますが、平成22年（2010年）をピークに減少傾向に転じています。

(2) 面積

明治22年（1889年）に市制を布いた当時の面積は3.03km²でしたが、市町村合併や公有水面埋立等により、令和4年（2022年）4月1日現在、534.35km²となっています。（一部境界未定のため総務省統計局が推計）

□ 市域の変遷



□ 市勢の推移

年次	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
昭和60	271.72	135,618	452,917	1,666.9
平成 2	273.13	143,522	454,360	1,663.5
7	273.98	158,818	470,986	1,719.1
12	274.31	169,765	478,309	1,743.7
17	276.00	178,987	482,304	1,747.5
22	534.43	205,587	536,270	1,003.4
27	534.33	212,801	535,664	1,002.5
令和 2	534.35	224,106	530,495	992.4
4	534.35	225,755	525,365	983.2

資料：国勢調査（10月1日）

令和4年は毎月推計人口（デジタル情報室）（4月1日現在）

(3) 土地利用

本市では、都市の健全な発展と活性化を図ることを目的に、住み、働き、学び、憩い、遊ぶという都市機能の充実と秩序ある土地利用を確立するため、将来都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めています。

また、地域住民との協働により、地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を行っています。

□ 都市計画区域・用途地域

令和3年3月31日現在

種類	面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域 (旧姫路市・旧香寺町)	第一種低層住居専用地域	623	1.2
	第二種低層住居専用地域	407	0.8
	第一種中高層住居専用地域	1,351	2.5
	第二種中高層住居専用地域	1,810	3.4
	第一種住居地域	2,235	4.2
	第二種住居地域	447	0.8
	準住居地域	199	0.4
	近隣商業地域	415	0.8
	商業地域	285	0.5
	準工業地域	726	1.4
	工業地域	997	1.9
	工業専用地域	1,560	2.9
	小計	11,055	20.7
市街化調整区域	市街化調整区域	19,698	36.9
	小計	30,753	57.6
都市計画区域外 (旧家島町・旧夢前町・旧安富町)		22,682	42.4
合計		53,435	100.0

資料：都市計画課ホームページ

(4) 産業

本市は、温暖な気候、豊かな播磨平野と穏やかな瀬戸内海の恵みを受けた県下有数の農林水産業を有しており、近年では、地域で生産した農水産品を地域で消費する地産地消の推進に力を注いでいます。

また、明治以降、臨海部では化学工業や鉄鋼業などの重工業が発達し、姫路駅周辺地区を中心として活発な商業活動が営まれるなど、播磨地域の中核都市として発展してきました。

□ 姫路市の農林水産業

農業	耕地面積 (令和3年7月15日現在)	4,450 ha
林業	林野面積 (平成3年3月31日現在)	30,545 ha
水産業	漁獲量 (令和2年)	10,150 t

資料：第70次兵庫農林水産統計年報、農林整備課、水産漁港課

□ 姫路市の工業

従業者4人以上の事業所対象
事業所数及び従業者数は令和2年6月1日現在
製造品出荷額等は令和元年

産業分類	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食 料 品	110	4,438	11,952,781
飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	15	539	3,132,991
織 繊 工 業	22	833	1,910,120
木 材 ・ 木 製 品	10	140	342,913
家 具 ・ 装 備 品	15	229	318,605
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	30	865	3,041,024
印 刷 ・ 同 関 連 業	54	1,010	2,484,566
化 学 工 業	30	3,902	35,608,890
石 油 ・ 石 炭 製 品	8	330	846,099
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	33	1,303	4,693,514
ゴ ム 製 品	8	814	3,331,324
な め し 草 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	42	554	1,060,177
窯 業 ・ 土 石 製 品	26	1,058	2,846,228
鉄 鋼 業	52	5,724	59,138,577
非 鉄 金 属	11	565	1,602,905
金 属 製 品	148	3,503	8,730,676
はん用機械器具	66	2,286	5,851,314
生産用機械器具	83	2,352	5,687,694
業務用機械器具	10	1,896	13,103,533
電子部品・デバイス・電子回路	13	1,818	7,293,007
電 気 機 械 器 具	59	11,341	52,194,122
情 報 通 信 機 械 器 具	6	303	1,325,382
輸 送 用 機 械 器 具	39	2,135	4,299,329
そ の 他	28	1,100	2,595,387
総 数	918	49,038	233,391,158

資料：デジタル情報室ホームページ「姫路市統計要覧（令和3年版）」

□ 姫路市の商業

平成28年6月1日現在

区分	合計	卸売業	小売業
事 業 所 数	5,044	1,356	3,688
従 業 者 数	40,830	12,341	28,489
年間商品販売額（百万円）	1,682,358	1,104,318	578,040
売 場 面 積(m ²)	—	—	649,045

資料：デジタル情報室ホームページ「姫路市統計要覧（令和3年版）」

(5) 交通

古くから交通の要衝として栄えた本市には、JR山陽新幹線をはじめ、山陽本線、播但線、姫新線及び山陽電鉄が通っています。一方、道路については東西に国道2号、250号、南北に国道29号、312号、372号などの主要道路が整備され、また自動車専用道路として東西に姫路バイパス、山陽自動車道、中国自動車道、南北に播但連絡道路、姫路西バイパス、姫路北バイパスが整備されています。

3 地域の環境特性

(1) 森林・丘陵・田園地域

ア 概況

主に山陽自動車道以北の農村集落を中心とした地域で、市域面積の約7割を占め、総人口の約18%が定住しています。地域のほとんどは市街化調整区域あるいは都市計画区域外であり、さらに県立自然公園、農業振興地域に指定されているところが多く、農業振興地域では圃場整備や農業集落排水事業が進められています。この地域には、標高915mの雪彦山をはじめ、播磨中部丘陵、西播丘陵の山並みが連なり、市川、夢前川、揖保川、天川、林田川などの河川の中上流域周辺には農地が広がるなど、質・量ともに豊かな自然資源があります。

イ 環境特性

大気環境や水環境などが全般的に良好な地域です。また、ため池、里山などの豊かな自然資源があり、多様な動植物の分布がみられます。一方で、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の増加による農作物への被害が問題となっています。

(2) 市街地地域

ア 概況

本市の玄関口、JR姫路駅を中心に商業・業務機能が集積する市域の中南部地域で、総人口の約68%が定住しています。この地域では、JR姫路駅周辺の再整備が進められるとともに、土地区画整理事業等により都市基盤整備が図られ良好な宅地形成が行われており、また、JRや山陽電鉄の鉄道駅周辺にも商業・業務機能が広がるなど、複数の地域拠点づくりが図られています。

イ 環境特性

商業・業務機能が集積し、活発な都市活動が営まれている地域で、土地区画整理、幹線道路の整備、公園・緑地や親水空間の整備などまちの魅力を高める取組が進められています。また、世界文化遺産・姫路城を中心とする特別史跡地では、歴史と文化が調和した空間として保存整備が行われており、播磨国風土記に記された八丈岩山、姫山、名古山などの独立丘陵や、市川、船場川、夢前川等の河川が自然とのふれあいの場となっています。

(3) 臨海・諸島地域

ア 概況

本市の海岸線に沿って東西に走る国道250号以南から家島諸島にかけての地域で、総人口の約14%が定住しています。播磨灘に面した海岸線の多くは、鉄鋼、機械、化学、エネルギー等の大規模な工場が集積する臨海工業地帯となっており、国際拠点港湾姫路港を有するなど、物流や海上交通の拠点になっています。工業地帯と背後の市街地とは緩衝緑地によって区分されており、周辺の生活環境が保全されています。また、家島諸島及び沿岸海域は、漁船漁業、のり・貝類の養殖業の好漁場であるとともに、一部には自然海岸も残り、貴重な親水空間となっています。

イ 環境特性

臨海部では活発な産業活動が営まれており、自動車の交通量も多くなっているため、工業地帯と市街地を区分する緩衝緑地が設けられています。また、海辺の大半は人工的に整備された海岸ですが、家島、大塩、的形など一部には、ウバメガシの自然林やハマゴウなどの海浜植物、ノジギクの自生地が残っています。多島海景観を形成する家島諸島のほか、「せとうち風景30選」にも選ばれた小赤壁や、網干なぎさ公園等の海浜公園、海水浴場などの親水空間もあり、市民の憩いの場となっています。

第2章 姫路市環境基本計画

1 環境基本計画とは

(1) 計画の趣旨

姫路市環境基本計画は、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に基づき、平成13年（2001年）6月に策定、平成20年（2008年）3月に改訂、平成25年（2013年）3月に第二次計画を策定、令和3年3月に現行の環境基本計画を策定しました。

本計画は、条例の掲げる基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」第3条 基本理念

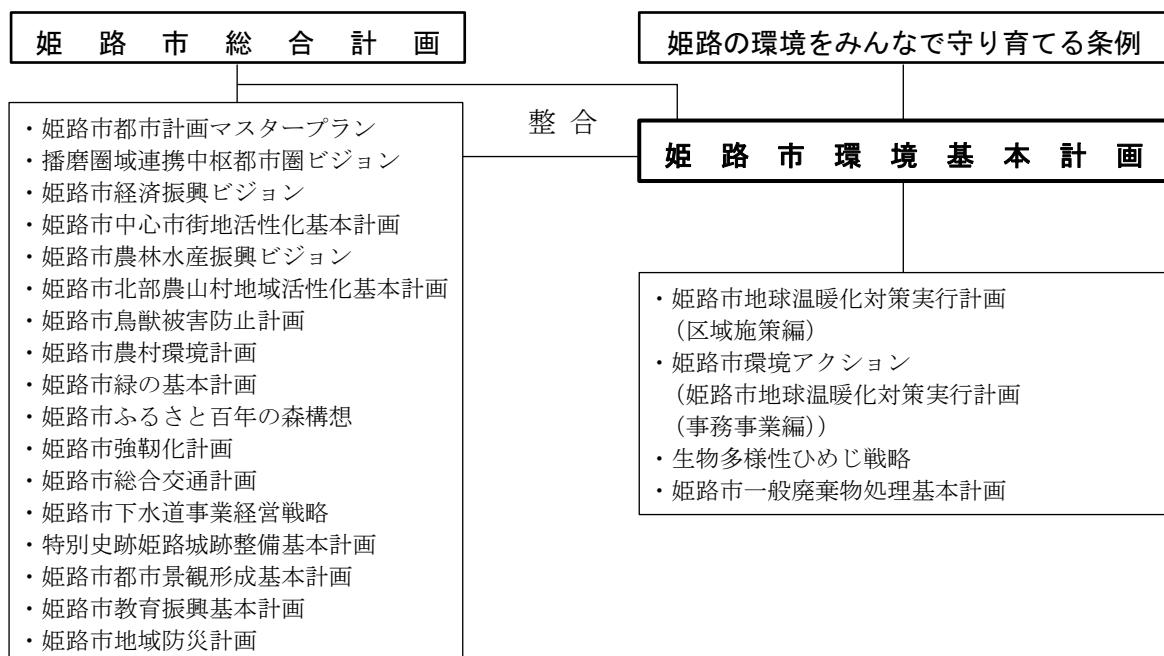
- 1 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の基本的事項

ア 役割

- ・中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- ・他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの
- ・市民、事業者の環境に関する指針となるもの

イ 位置づけ



ウ 計画期間 令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

エ 対象地域 姫路市全域

2 計画が目指すもの

社会潮流、本市の特性及び市民意識、今後の環境づくりに求められる視点を踏まえ、本市が目指す環境像及びそれを実現するための基本目標を掲げています。

(1) 環境像

自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ

～地域の恵みを未来につなげる循環共生社会を目指して～

(2) 基本目標及びSDGsとの関連

基本目標 1	市民環境力の充実・強化	    
基本目標 2	地球温暖化対策の推進	      
基本目標 3	生活環境の保全	      
基本目標 4	自然環境との共生	    
基本目標 5	地域循環力の推進	        

3 リーディングプラン

計画全体をリードするものとして、特に重点的に取り組んでいくテーマをリーディングプランとしています。

(1) 強靭性（レジリエンス）の向上に資する環境活動

自然災害時等における備えとして、再生可能エネルギーの導入促進や家庭用蓄電システムの普及を図るとともに、「姫路市強靭化計画」との整合性を図りつつ、環境面から強靭性の向上に資する活動を進めます。

(2) 水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備

長期的なエネルギーの安全保障と地球温暖化対策の切り札として、足元の水素需要の拡大に取り組みつつ、水素受入基地の立地促進を図ることで、水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備に取り組みます。

(3) 地域資源を活用した持続可能なまちづくり

持続可能な社会を継続していくため、各地域が有するものづくりの技術や人材、豊かな自然資源に目を向け、それらを活用することで経済・社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを目指します。

4 進行管理の方法

取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげるため、PDCAサイクルによる進行管理を行い、目標達成に向けた継続的改善を図っています。

第3章 環境基本計画の推進状況 一環境指標による確認一

基本目標	推進施策	重点	環境指標	令和3年度状況
市民環境力の充実・強化	ライフステージに応じた環境学習の推進	◎	環境イベント実施回数	898回
			環境ヒーローによる環境学習等実施回数	60回
			網干環境楽習センター見学者数	6,531人
			自然学校の実施校数	69校
			市政出前講座の実施回数	1回
	環境啓発活動の推進	◎	ひめじ環境フェスティバル来場者数	(中止)
			姫路市公式アプリ「ひめじプラス」のダウンロード数(累計)	33,474件
			広報紙への環境情報掲載回数	33件
	環境配慮活動の促進	◎	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	44,957 t-CO ₂
			公用車における次世代自動車等導入数(累計)	35台
			公共施設の再生可能エネルギー導入規模(累計)	2,203.3 kW
			食品ロスもったいない運動推進店登録店舗数(累計)	239店
			家庭用電動式生ごみ処理機の購入助成件数	77件
地球温暖化対策の推進	脱炭素型まちづくりの推進	◎	市域の温室効果ガス排出量(平成30年度)	10,138 kt-CO ₂
			「COOL CHOICE啓発動画」の再生回数(累計)	5,353回
			公共交通機関の乗車人員	133,920人/日
			シェアサイクル「姫ちやり」の利用人数	72,185人
	気候変動適応策の推進	◎	家庭用蓄電システム設置助成件数	224件
			熱中症による搬送者数	151人
			雨水貯留施設の設置箇所数(累計)	6箇所
			姫路市総合防災訓練・国民保護訓練の参加人数	(中止)
生活環境の保全	大気環境の保全	◎	大気環境基準等達成状況	88.2%
			次世代自動車等導入補助件数	11件
	水環境の保全	◎	水環境基準等達成状況	96.5%
			生活排水処理率	98.5%
	土壤環境の保全	◎	土壤環境基準(ダイオキシン類)達成状況	100.0%
	快適な生活環境の保全	◎	騒音環境基準等達成状況	90.9%
			排水性舗装整備面積※1	3,541 m ²
自然環境との共生	生物多様性の保全	◎	伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館の一般利用者数	144,203人
			伊勢自然の里・環境学習センターの利用学校数	41校
			小学校の授業で生物を用いた育成体験事業参加校数	69校
	緑の保全と創造	◎	一人あたりの都市公園面積	9.43 m ²
			地域緑化用樹木配布数	2,362本
			公的補助を活用した私有林の間伐面積	102.58 ha
			市域面積に対する緑地面積の割合	57.43%
	水辺の保全と創造	◎	水生生物調査参加者数	(中止)
	循環型社会の構築	◎	一般廃棄物の資源化率※2	16.3%
			一般廃棄物の最終処分量	14,877t
			資源古紙行政回収量	3,368,500kg
			まちかど100mクリーンアクション参加事業所数	631事業所
地域循環力の推進	地域循環共生圏の拡充	◎	農林水産関連イベントの来場者数	29,151人
		◎	姫路城入城者数	444,131人
			有用魚種の放流数	3,206千尾
			「姫路水産物PR動画」の再生回数(累計)	27,662回
			「姫そだち」登録品目数※3	95品目
			景観イベント参加者数	208人
			「姫路市空き家バンク」物件登録数	75件

※1 排水性舗装には騒音低減効果があるため、快適な生活環境の保全の指標とします。

※2 一般廃棄物の資源化率は、(ごみ資源化量) ÷ (ごみ発生量) にて算出したものです。

※3 「姫そだち」とは、姫路の農産物ブランドの愛称。地域循環共生圏を拡充する指標とします。

第4章 推進施策の取組状況

1 市民環境力の充実・強化

脱炭素社会、自然共生、循環型社会など各分野の取組を進めるため、持続可能な社会の担い手である市民に対して、ライフステージに応じた環境学習の機会を提供するとともに、啓発活動や環境配慮活動の取組を推進し、学びや気づきを深め、さらには具体的な行動につなげることで市民環境力の充実・強化を図ります。

(1) ライフステージに応じた環境学習の推進

幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた環境学習を推進します。特に、環境問題への意識が高いとされる高校生など若者を対象に環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会を提供し、活動から得られた学びを行動につなげます。

また、幅広い世代が多く利用するエコパークあぼしのポテンシャルを活かし、網干環境楽習センターにおいて、市民・事業者とのパートナーシップづくりや地域の特性を活かした環境学習の展開など、環境学習施設機能の充実・強化を図ります。

□ 取組状況

取組内容	令和3年度実績
伊勢自然の里・環境学習センターの活用	自然観察会等の開催 20回
環境ヒーローを活用した環境学習・啓発	公演回数 60回
環境体験事業を実施する小学校数	69校（小学校全校）
環境出前講座の実施	実施回数 9回
環境学習リーダー養成講座の開催	（中止）

ア 環境学習イベントの実施

本市では、様々な環境関連施設において見学会や自然体験イベント等を実施し、あらゆる世代を対象とした環境学習を推進しています。その他、環境月間（6月）に市内の小学生とその保護者を対象とした体験型環境学習イベント「親子海上教室」を、8月に「夏休み子ども環境塾」を、9月に「環境と美化のつどい」を開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、複数のイベントが中止になりました。

□ 公共施設における環境学習イベント

開催施設	イベント内容	実施回数	延べ参加者数
市川美化センター (長寿命化工事期間中のため未実施)	施設見学会	—	—
エコパークあぼし（網干環境楽習センター）	施設見学等	随時	12,428名
宿泊型児童館（星の子館）	天体観望会	601回	8,478名
自然観察の森	自然観察・体験行事	282回	7,695名
浜手緑地中島東地区・市川野鳥観察所	野鳥観察会	15回	217名
中部析水苑	施設見学会	0回	0名
水の館	施設見学会	随時	1,697名
姫路科学館	環境学習事業	随時	26,928名

□ 環境学習イベント開催状況

イベント名	内 容
親子海上教室	(中止)
夏休み子ども環境塾	(中止)
環境と美化のつどい	まちの美化やリサイクル活動の功労者表彰を実施しました。 (9月25日(土)で開催、参加者約100名)

イ 環境ヒーローによる環境学習等の実施

子どもたちが環境問題に关心を持ち、環境にやさしい行動に取り組むきっかけづくりにすることを目的に、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」による環境学習や啓発を実施しています。保育所、幼稚園、小学校や市のイベント等を中心に公演を実施し、子どもを対象にした環境学習を推進しています。

□ サムライガー公演実施状況

場 所	令和3年度実績
学校園	47回
イベント等	13回



<サムライガー>



<カワライダー>



<エゴ魔人>

ウ 網干環境楽習センターの活用

日々排出されるごみの安全・安定的処理と循環型社会形成の拠点として、平成22年4月1日に『エコパークあぼし』がオープンしました。当施設内にある網干環境楽習センターは、身近なリサイクル活動の体験等を通して、楽しみながら環境問題について学べる施設となっています。施設内を回遊しながら見学できるほか、木工工房やガラス工房などでリサイクル教室も開催しています。

エ 自然学校等の環境学習体験の実施

本市では、市内全69校（義務教育学校3校を含む。）が、創意工夫して自然体験活動を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、0泊5日での実施となりました。多くの学校では、5日間のうち1～2回、校外施設（野外活動センター／いえしま自然体験センター等）を利用し、飯盒炊さんやカヌー・カヤック体験等を実施しました。校内でのプログラムでは、陶芸体験や焼き板づくり（ペイント）等の創作活動を行いました。

オ 市政出前講座の開催

本市では、市民による環境学習の推進を図るため、学校や市民からの要請を受けて職員が出向き、講義や実習などを行っています。令和3年度は、1回開催し、延べ53名の受講がありました。

□ 市政出前講座メニュー

講座名	主な対象者	内 容
見つけよう！川の生きものたち	小学生～一般	環境省の「全国水生生物調査」に基づいて、カワニナやトビケラなどの川にすむ生物や水の汚れ具合を調査。実際に川に入り、石や藻の表面等に生息する水生生物の調査を行う
考え方！生物多様性～生き物たちの豊かな個性とつながりについて～	小学3年生～一般	私たちの命と暮らしを支える生物多様性の考え方について説明
「COOL CHOICE」 地球のための賢い選択	一般	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」をテーマに、家庭でできる地球温暖化対策の取組について紹介

(2) 環境啓発活動の推進

市民一人ひとりが、自らの問題として環境問題に关心を寄せ、具体的に行動できるよう、分かりやすいテーマを設定して啓発活動を展開します。

また、環境学習施設の機能を最大限に發揮し、地域の多様な資源を将来世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成する取組や、市民・事業者との連携・協働による活動を推進します。

さらに、ICT等を活用し、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じた適時に利用できる情報の提供を進めます。

ア ひめじ環境フェスティバルの開催

姫路市や地元企業・各種団体の環境に対する取組をPRし、市民の環境問題への理解と关心を深めるため、「ひめじ環境フェスティバル」を開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止になりました。

イ 姫路市公式アプリ「ひめじプラス」の活用

「ひめじプラス」では、姫路市の最新のお知らせや暮らしに役立つ情報、日常生活に関わる家庭ごみの情報を発信しています。利用者が必要な情報を選択し、知りたい情報のみを受け取ることが可能となっています。

ウ 広報紙への環境情報提供

ホームページや広報紙「広報ひめじ」、コミュニティFM放送「FM GENKI」、支所等や自治会掲示板へのポスター掲出、チラシの隣保回覧などをを利用して環境イベント情報等を発信するとともに、大気調査や水質調査の結果をとりまとめた「姫路の環境の概況」をホームページで公表しています。令和3年度は、広報ひめじに33件の情報を掲載しました。

(3) 環境配慮活動の促進

公用車への次世代自動車等の導入や市施設のLED化を推進し、市自らが率先して環境配慮活動を行うなど、温室効果ガスの排出量削減を図ります。

また、市民・事業者に対し、ごみ分別アプリの活用によるごみ分別排出の促進や食品ロスの削減など、身近に取り組める環境保全活動について周知啓発を行うとともに、環境対策に係る助成、融資制度について広く情報を提供し、社会全体で環境配慮活動が推進されるよう取り組みます。

ア 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減

本市の事務事業における環境配慮活動を推進し、温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減を図っています。詳細は「第5章 事業者としての取組み」に記載しています。

イ 次世代自動車等の導入

環境配慮活動への取組として、公用車への次世代自動車等の導入を図るとともに、市内の事業者が次世代自動車を導入する際の補助事業を実施しています。

□ 公用車の次世代自動車等の保有状況

種 別	台 数	管理課
燃料電池自動車	1台	環境政策室
電気自動車	3台	環境政策室、エコパークあばし
ハイブリッド自動車	10台	議会事務局総務課、危機管理室、管財課、美化業務課、環境政策室、消防局警防課
ハイブリッド塵芥車	1台	市川美化センター
天然ガス自動車	2台	環境政策室



<燃料電池自動車>



<電気自動車>



<ハイブリッド自動車>



<天然ガス自動車>

ウ 公共施設における再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設への太陽光発電システム等の導入を推進するとともに、エネルギー使用量の削減に努めています。

□ 市施設への再生可能エネルギー設備導入状況

<太陽光発電設備>

施設名称	規 模	施設名称	規 模
夢前福祉センター	5.4 kW	広畠市民センター	20 kW
防災センター	12 kW	網干市民センター	25 kW
農業振興センター	35.4 kW	市民会館	16.7 kW
香寺公民館	20 kW	保育所・認定こども園 8園	34.9 kW
埋蔵文化財センター	20 kW	小・中学校 39校	644.3 kW
西保健センター	7.7 kW	総合教育センター	5.4 kW
環境ふれあいセンター	3 kW	本庁舎	75.0 kW
すこやかセンター	20 kW	キャッスルビュー	21.3 kW
水族館	18 kW	飾磨児童センター	7.5 kW
飾磨支所	17.3 kW	中部析水苑	1,000 kW
飾磨市民センター	10 kW	安富事務所	7.7 kW
中鈴総合センター	5 kW	家島保健福祉サービスセンター	6 kW
夢前事務所	15 kW	中部衛生センター	10 kW
香寺町相坂研究農地	18 kW	北部学校給食センター	50 kW
総合福祉社会館	20 kW	文化コンベンションセンター	10 kW
南部学校給食センター	20 kW		

<太陽熱利用設備>

施設名称	利用形態	施設名称	利用形態
はやしだ交流センター	床暖房等	すこやかセンター	温水プール
伊勢自然の里・環境学習センター	温水シャワー	家島B&G海洋センター	温水プール
西保健センター	給湯等	総合スポーツ会館	温水プール



<太陽光発電（防災センター）>



<太陽熱利用（総合スポーツ会館）>

エ 食品ロスもったいない運動の推進

食品ロス削減に取り組んでいる姫路市内の飲食店等を「姫路市“食品ロス”もったいない運動推進店」として登録し、既に食品ロス削減に取り組まれている事業者の取組を推進するとともに、まだ食品ロス削減に取り組んでいない事業者に取組を促すことで、事業所からの食品ロス削減を推進します。

オ 家庭用電動式生ごみ処理機の購入助成

家庭用電動式生ごみ処理機の普及を促進し、一般家庭から排出される生ごみの減量または堆肥化等による有効利用を図るとともに、市民のごみの減量および資源化に対する高揚を図ることを目的に、家庭用電動式生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。

2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの排出抑制だけでなく、生活の質の向上、健康福祉の増進、地域環境の改善等、コベネフィット（共通便益）による魅力あふれるまちの実現を目指すとともに、防災や衛生等、幅広い分野にわたる気候変動適応策に取り組むことで、地球温暖化対策を推進します。

(1) 脱炭素型まちづくりの推進

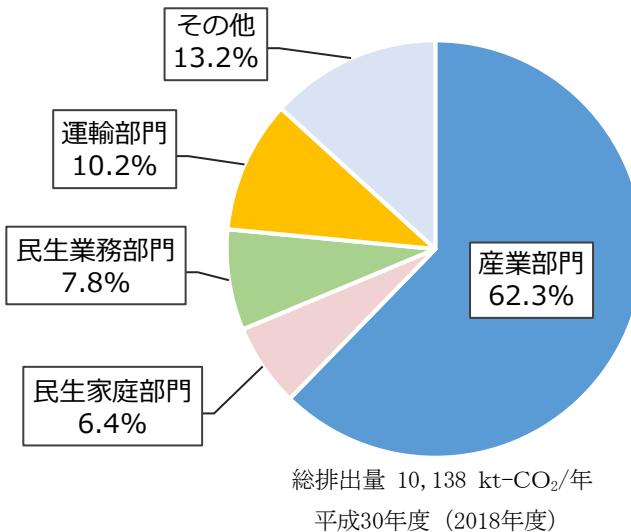
2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指し、市域の温室効果ガス削減に取り組みます。

また、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、家庭や事業者における設備の省エネルギー化や再生可能エネルギー等の普及など、市民や事業者と連携した取組を推進とともに、「COOL CHOICE」の周知、利便性の高い公共交通施策やモビリティ・マネジメントの推進を図ることにより、温室効果ガス削減を進めます。

ア 市域の温室効果ガス排出量

平成30年度（2018年度）の姫路市域における温室効果ガス総排出量は約1,014万トンでした。

□ 平成30年度（2018年度）姫路市温室効果ガス排出状況



イ 「COOL CHOICE」の推進

平成31年（2019年）3月に、本市は地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」について、その趣旨に賛同し、市民・事業者と協働して取り組むことを宣言しました。

「COOL CHOICE」の周知・啓発を図るため、市内を走行する燃料電池バスへのラッピング等の広告の提出や、網干環境楽習センターにおける体験教室等を開催しました。また、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」による公演や「COOL CHOICE」の啓発動画を作成し、YouTube（ユーチューブ）にて公開しました。

ウ 公共交通機関の利用

輸送量当たりの温室効果ガス排出量を交通手段別で比較すると、自家用車はバスの約2.3倍、鉄道の約7.6倍排出することから、鉄道やバスなどの公共交通は、自家用車に比べて環境負荷が小さく、環境にやさしい移動手段といえます。本市では、モビリティ・マネジメントを推進し自動車の交通量の削減に向けた意識啓発に取り組んでいくとともに、公共交通機関の利便性のさらなる向上を図り、市内の総合交通における温室効果ガスの削減を進めます。

エ シェアサイクル「姫ちやり」の取組

公共交通で都心に訪れた方の二次的な交通手段として、既存公共交通の機能補完及び中心市街地の活性化並びに回遊性の向上を図ることを目的に導入しており、公共交通+シェアサイクルを活用したゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます。

(2) 気候変動適応策の推進

「姫路市強靭化計画」に基づき、気候変動の影響を最小限にできるよう、インフラの強靭性（レジリエンス）の向上に資する取組を実施します。また、平成27年（2015年）3月に策定した「姫路市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係する自治体や民間事業者等との連携や協力体制の維持・整備に取り組みます。

ア 家庭用蓄電システムの設置助成

地球温暖化防止のためには、全ての主体が省エネルギーを意識した生活を送り、かつ太陽光などの再生可能エネルギーを利用するすることが有効なことから、本市では、市民に対して家庭用蓄電システムの導入に対する補助を実施しています。

□ 家庭用蓄電システム導入補助実績

種 別	令和3年度実績 (交付件数)	累計実績 (交付件数) (令和3年度)
家庭用蓄電システム導入補助	224件	449件

イ 熱中症防止対策

本市では熱中症防止対策として、市ホームページや保健センターたより、健康教育等で市民への啓発を実施しています。また、夏季期間には防災無線で注意喚起を行っています。

ウ 雨水貯留施設の設置

大雨時の浸水被害を防止するため、学校の校庭や公園等、ある程度広い敷地の地下に雨水を貯留する施設の設置を進めています。

□ 雨水貯留施設設置状況

名 称	貯 留 量
辻井川雨水貯留施設（安室公園グラウンド）	27,400 m ³
糸引公園雨水貯留施設	10,000 m ³
溝口駅前雨水貯留施設	700 m ³
英賀保駅北第二公園雨水貯留施設	700 m ³
松原之荘公園雨水貯留施設	700 m ³
白浜中村公園雨水貯留施設	700 m ³

エ 姫路市総合防災訓練・国民保護訓練

本市では、いつ発生してもおかしくない災害に対し、被害を最小限に抑えることや防災意識を高めることを目的として、総合防災訓練を開催しています。令和3年度は、コロナ禍の影響により、実働型による総合防災訓練・国民保護訓練は実施していません。当該訓練の代わりとして、災害対策本部の運営に特化したロールプレイング方式の図上訓練である「災害対策本部運営訓練」を実施しました。

3 生活環境の保全

工場や事業場、建設作業等に対する環境法令に基づく指導と啓発に努めるとともに、大気環境や水環境の監視体制を維持し、良好な生活環境の保全を図ります。

(1) 大気環境の保全

本市の大気環境は、概ね良好な状態を保っていますが、光化学オキシダント (Ox) については、環境基準を達成していないため、工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組むなど、環境基準の達成を目指します。また、今後、アスベスト使用建築物の解体工事の増加が見込まれるため、アスベスト飛散防止対策に係る指導、啓発の強化に努めます。

市と一定規模の事業規模を有する事業者との間で締結している環境保全協定については、協定値の遵守状況を確認し、その履行状況について情報公開を行うことで、事業者の環境保全対策が適切に行われるよう必要な措置を講じます。

□ 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

ア 大気環境基準達成状況

(ア) 一般環境大気

本市では、市内9箇所に一般環境大気測定局を設置しており、そのデータは1時間ごとに姫路市環境監視センターに送信され、兵庫県を経由して国に報告しています。

令和3年度（2021年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全測定局で環境基準を達成していますが、全国的に達成率の低い光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準を達成していません。

□ 一般環境大気測定局別環境基準達成状況（令和3年度）

物 質	八 代	広 畠	飾 磨	白 浜	御 国 野	網 干	飾 西	香 寺	林 田	市内平均値
二酸化硫黄 (SO ₂) 長期	○	○	○	○	○	○	○	○	—	0.001 ppm
〃 短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質 (SPM) 長期	○	○	○	○	○	○	○	○	—	0.013 mg/m ³
〃 短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	—	○	○	○	○	—	—	9.0 μg/m ³
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○	○	○	○	○	○	—	0.007 ppm
光化学オキシダント (Ox)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0.032 ppm ^{注)}

注) 昼間（5時から20時）の1時間値の平均値

大気汚染防止法では、工場・事業場の事業活動に伴って発生する大気汚染物質の排出規制等により、大気汚染の防止を図ることなどが定められています。加えて、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」及び「姫路市公害防止条例」においても地域に応じた規制を実施しており、ばい煙発生施設等の設置や変更を行う場合には、事前に届け出ることを求め、その際に審査を行うとともに、工場・事業場に立入調査を実施するなど適切な指導を行っています。

また、光化学オキシダント濃度が上昇した場合、兵庫県から「光化学スモッグ広報等」を発令するとともに、市内の主要工場に窒素酸化物の排出削減を要請します。本市は、光化学スモッグ被害を未然に防止するため、テレビ・ラジオによる広報を行うほか、学校や屋外の体育施設などへの連絡を行います。

(イ) 自動車排出ガス

本市では、市内の幹線交通を担う道路沿線に2箇所の自動車排出ガス測定局を設置し、自動車排出ガスに起因する大気汚染物質の測定を行っています。

令和3年度（2021年度）は、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質について、両測定局とも環境基準を達成しています。

その他、移動測定車を用いた測定（市内8地点を約30日間ずつ測定）も実施しています。

□ 自動車排出ガス測定局別環境基準達成状況（令和3年度）

物 質	固定局			移動局							
	船 場	飾 磨	市内平均値	東 郷 公 園	四 郷	御 野	別 所	第 夢 五 前 公 園 台	網 干 消 防 署	白 浜 磨 分 消 防 署	神 屋 公 園
一酸化炭素 (CO) 長期	○	○	0.3 ppm	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 短期	○	○		—	—	—	—	—	—	—	—
浮遊粒子状物質 (SPM) 長期	○	○	0.015 mg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 短期	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	○	○	9.6 µg/m ³	—	—	—	—	—	—	—	—
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	0.010 ppm	—	—	—	—	—	—	—	—

(ウ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因になるものをいいます。

本市では、八代測定局において21物質、そして平成26年度より広畠浜手緑地において3物質の調査を毎月実施しています。調査を実施した物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、すべて環境基準を達成しています。

□ 有害大気汚染物質測定結果（令和3年度）

物 質	年平均値		環境基準
	八代測定局	広畠浜手緑地	
ベンゼン	1.0	1.7	3
トリクロロエチレン	0.25	—	130
テトラクロロエチレン	0.085	—	200
ジクロロメタン	2.2	1.2	150

(単位 : µg/m³)

(エ) ダイオキシン類

本市では、八代、市内南部（令和3年度は白浜測定局）においてダイオキシン類調査を年4回実施しており、いずれの地点も環境基準を達成しています。

□ ダイオキシン類濃度調査結果（令和3年度）

測定場所	年平均値	環境基準
八代測定局	0.050	0.6
白浜測定局	0.093	

(単位：pg-TEQ/m³)

イ 次世代自動車等の導入補助

国では、自動車排出ガス中の窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素及び粒子状物質（PM）について、許容限度の規制を段階的に強化してきましたが、大都市部を中心に、二酸化窒素の環境基準達成率が低く、また、ディーゼル車から排出される粒子状物質について、発ガン性等の健康被害が懸念されることを受けて、平成13年（2001年）6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」が制定されました。

これに伴い、本市（合併4町は除く）は、車種規制の対策地域に指定されたため、登録できる車が制限されています。そこで、本市では、事業者を対象に次世代自動車等の導入に係る経費の一部を助成して、普及啓発に努めています。

(2) 水環境の保全

市内の河川等の水環境は概ね良好な状況で推移しています。水環境を良好に保つため、監視の継続と工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組むとともに、集落排水施設等の公共下水道への統合など、生活排水対策を推進します。また、水循環の健全化に向けて、森林や緑地の保全、ため池等の保水・貯水能力の保全・向上、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養を促します。

ア 水環境基準達成状況

(ア) 河川環境水質定点調査

市内の14河川40地点（内、国土交通省近畿地方整備局実施2地点）において、人の健康の保護に関する項目（健康項目27項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目7～11項目）について、定点調査を実施しています。健康項目については、全地点で環境基準に適合しており、生活環境項目のうち、汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、全地点で環境基準に適合しています。

また、7地点でダイオキシン類の調査を実施したところ、全地点で環境基準に適合しています。

□ 環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化

河川名	調査地点	類型	環境基準	H29	H30	R元	R2	R3
市川	仁豊野橋	A	2 mg/L以下	0.9	1.1	0.9	1.1	0.7
	工業用水取水点	B	3 mg/L以下	1.1	1.2	1.1	1.3	0.7
船場川	保城橋	B	3 mg/L以下	1.2	1.3	1.1	1.2	0.8
	加茂橋	C	5 mg/L以下	2.4	3.4	3.2	2.7	1.4
夢前川	蒲田橋	A	2 mg/L以下	0.9	0.9	1.0	0.8	0.6
	京見橋	B	3 mg/L以下	0.8	0.9	0.6	0.9	0.7
揖保川	王子橋	B	3 mg/L以下	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7

(単位：mg/L)

(イ) 海域水質定点調査

本市地先の海域における18地点（内、兵庫県水大気課実施11地点）において、人の健康の保護に関する項目（健康項目25項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目9～11項目）について、定点調査を実施しています。

健康項目については、全地点で環境基準に適合していますが、生活環境項目のうち、汚濁の代表的指標である化学的酸素要求量（COD）については、6地点は環境基準に適合しているものの、12地点は適合していません。

また、網干沖でダイオキシン類の調査を実施したところ、環境基準に適合しています。

□ 生活環境項目に係る環境基準点における化学的酸素要求量（COD）75%値の経年変化

調査地點	類型	環境基準	H29	H30	R元	R2	R3
東部工業港内	C	8 mg/L以下	2.7	2.6	3.1	3.5	3.8
飾磨港内1			4.2	4.2	5.6	6.5	5.6
広畠港内			3.2	4.0	4.1	4.2	4.3
網干港内			3.9	4.2	3.7	4.7	5.0
材木港内			2.9	3.2	3.7	4.2	4.7
白浜沖	B	3 mg/L以下	2.6	3.0	3.0	3.3	3.7
飾磨港沖			3.0	3.3	3.3	3.3	4.4
網干港沖			2.8	3.4	3.4	3.6	3.9
東部工業港沖合	A	2 mg/L以下	2.3	3.1	2.9	2.6	3.0

（単位：mg/L）

イ 生活排水対策

本市では、瀬戸内海などの閉鎖性水域の水質改善のため、公共下水道やコミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設などの整備と、合併浄化槽の普及を進めてきました。その結果、生活排水処理率が向上し、公衆衛生が確保されるとともに、公共用水域の水質も改善されました。

□ 取組状況

環境指標	令和4年度目標	令和3年度実績
生活排水処理率	98.5%	98.5%

ウ 公共下水道の普及の取組

下水道計画区域内においては、未普及地区の下水道整備促進や未接続家屋への継続的な水洗化指導、貸付金制度の案内を行っています。また、下水道啓発作品コンクール（書道、ポスター等）やマンホールカードの配布の実施等、普及への啓発を行っています。

(3) 土壤環境の保全

本市では、土壤環境は良好に保たれていますが、地下水調査等を継続し、状況の把握に努めるとともに、有害物質の地下浸透防止対策の規制・指導を行い、汚染の未然防止に取り組みます。また、汚染土壤による健康被害防止のため、汚染土壤の適切なリスク管理及び適正処理について指導します。

ア 土壤環境基準（ダイオキシン類）達成状況

9地点で土壤中のダイオキシン類の調査を実施したところ、全地点で環境基準に適合しています。

(4) 快適な生活環境の保全

本市の騒音環境基準の達成状況は、概ね良好な状態を維持しており、引き続き市内の快適な生活環

境の保全に努めるため、工場・事業場等に対して、法令等に基づき規制・指導を行うとともに、排水性舗装の整備等を継続します。

ア 騒音環境基準達成状況

(ア) 自動車騒音

市内の幹線交通を担う道路沿線に設置している2箇所の自動車排出ガス測定期局で自動車騒音調査を実施しており、いずれも環境基準を達成しています。また、移動測定期車を用いた測定（市内6地点）も実施しており、全ての地点で環境基準を達成しています。

自動車騒音の常時監視として、GIS（地図情報システム）を利用した騒音に係る環境基準の地域評価を平成12年度（2000年度）から実施しており、平成18年度（2006年度）から、環境省の自動車騒音常時監視面的評価支援システムを利用しています。90評価区間における環境基準達成率は、昼間98.9%、夜間98.5%となっています。

□ 自動車騒音環境基準達成状況（令和3年度）

調査地点		路線名	路線数	達成状況	
自排局	移動局			昼間 70 (6~22時)	夜間 65 (22~6時)
船場自排局	東郷公園	国道 2 号	4	○	○
	四郷	主要地方道姫路港線	4	○	○
飾磨自排局	御国野	国道 312 号	4	○	○
	別所	国道 312 号、国道 2 号	2	○	○
飾磨消防署	夢前台第五公園	国道 2 号	3	○	○
	網干消防署	県道姫路新宮線	2	○	○
神屋公園	別所	国道 250 号	2	○	○
	神屋公園	県道姫路停車場線	4	○	○
				(単位：dB)	

(イ) 新幹線鉄道

新幹線鉄道については、騒音の環境基準、振動の指針値が定められています。新幹線鉄道騒音は、広畠区西夢前台五丁目（主として住居の用に供される地域）を定点として、軌道より12.5m、25m、50mの地点で調査を実施しています。各地点とも環境基準の70dBを超過しています。JRでは、防音壁の設置やパンタグラフの改良、鉄軌道の平滑化、ロングレール化などを実施し、騒音の低減に努めています。

イ 排水性舗装整備の取組

自動車騒音の防止対策として、幹線道路において騒音低減効果のある排水性舗装の整備等を進めています。

4 自然環境との共生

生物多様性の保全に取り組むとともに、緑化の推進や水辺の創出を図ることで、安らぎと潤いに満ちた人と自然が共生する環境づくりを推進します。

(1) 生物多様性の保全

「生物多様性ひめじ戦略」に基づき、市が行う事業の実施において生物多様性への配慮を行います。また、自然と共生する農村環境づくりやシカ・シノシシ等の有害鳥獣捕獲の実施、希少種の種の保存、保存樹の指定の取組など、身近な動植物の生育環境の維持に努めています。

ア 姫路市伊勢自然の里・環境学習センター、姫路科学館の活用

本市では、平成16年（2004年）、良好な里の自然環境を活かした自然体験型環境学習施設「姫路市伊勢自然の里・環境学習センター」を開設しました。この施設では、ビオトープ池での生物観察会や古代米づくりを行う「田んぼの学校」などの自然体験活動を実施し、環境保全への理解と関心を深める機会を提供しています。また、ビオトープ池などの環境整備や観察会の一部は、施設ボランティアやNPO団体との協働により実施しています。

また、「姫路科学館」では、常設展示に加え、生物多様性写真展等の特別展、企画展、作品展を開催しており、幅広い世代に生物多様性への関心を深める機会を提供しています。

イ 姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを活用した小学校の環境学習

姫路市伊勢自然の里・環境学習センターでは、3年生で履修する「身近な自然の観察」への理解を深めてもらうために、園内での生き物観察やじゃぶじゃぶ池の生き物採集などの体験の場を提供しています。

ウ 小学校での生物を用いた育成体験事業

本市の小学校では、生活科や理科、総合的な学習の時間に、メダカやチョウ、昆虫など、身近な生物の成長の様子や体のつくりを観察する中で、生物どうしのつながり、生物と環境とのかかわりについての理解を深める授業を行っています。

3年生では、人間形成の基礎が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然にふれあう体験型環境学習を行っています。これは、日常生活や集団の中で周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって積極的に関わり、身近な環境に配慮した生活習慣を身につけるきっかけとすること、また、SDGsの考え方を踏まえ、持続可能な社会の実現をめざして主体的に行動する力を養うことを目的としています。

(2) 緑の保全と創造

姫路市パークマネジメントプランに基づき、公園緑地を市民一人ひとりが愛着を感じながら利用できる魅力的な場所となるよう、市民協働による施設整備を推進します。また、市民に対する啓発事業の実施を通じて、緑の保全と創造に取り組みます。

ア 公園整備の取組

本市では、一人当たりの公園面積の充足に向けて、人々が身近で緑に触れ合うことができる場を確保する取組を進めています。

(ア) 自然観察の森

昭和62年（1987年）、都市周辺の身近な自然の中に野鳥や昆虫など小動物とのふれあいの場をつくり、自然保護思想の普及及び向上を図るための施設「自然観察の森」を開園しました。

(イ) 緩衝緑地

本市では、昭和44年（1969年）から、公害防止と緑化推進を目的として、臨海工業地帯との背後の住宅地を分断する緑地造成事業を実施し、白浜から広畠区大町までの間に総面積約72.8haの緑地（グリーンベルト）が形成されています。

(ウ) 都市緑化

都市において、花や緑は人々に安らぎや潤いを与え、美しい景観の形成や防災、地球環境の保全にも大きな役割を果たしています。そこで本市では、花壇植栽事業など市が主体となって展開する「緑化推進事業」に加え、記念樹や花苗の配布、緑化資材の支給など市民・地域参加型の「姫路まちごと緑花大作戦事業」を展開し、「花と緑にあふれるまちづくり」を目指しています。

(エ) 自然公園

自然公園は、森林の持つ治山機能に保健機能をあわせ、総合的に保全林機能を発揮させるよう積極的に森林の整備を実施した公園です。本市には、藤ノ木山自然公園（山田町南山田）と牧野自然公園（山田町牧野）の2箇所が整備されています。

(オ)瀬戸内海国立公園

昭和9年（1934年）、日本で最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園は、陸域・海域を含めると日本一広大な国立公園で、大小1,000あまりに及ぶ島々で形成された内海多島海景観が最大の特色です。家島諸島の一部が昭和22年（1947年）に瀬戸内海国立公園に編入されました。家島諸島は、兵庫県の南西部、瀬戸内海播磨灘の中央に位置する40余の島々の総称で、島々は東西26.7キロメートル、南北18.5キロメートルにわたり点在し、さまざまな自然環境と多様な生物を育んでいます。

イ 地域緑化用樹木配布の取組

本市では、花と緑にあふれるまちづくりを推進することを目的に、自治会等に樹木を配布し、公園等の公共スペースへの植栽を実施しています。

ウ 公的補助を活用した私有林の間伐

本市では、施業条件の良い箇所については、国や県の補助を活用した間伐を行い、施業条件の悪い箇所については、市単独事業で間伐を行っています。

エ 緑地面積の確保

都市計画法等に基づく開発許可や、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づく建築確認時において、緑地面積の確保を求めています。

（3）水辺の保全と創造

本市には、複数の河川が流れしており、継続的な河川整備による水辺の保全が求められています。本市では、水辺とまちとの共生を目指すため、水生生物調査や海水浴場調査、河川・ため池の美化活動、雨水貯留タンク等の設置助成等を実施しています。

ア 水生生物調査

水生生物調査とは、川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで水質（水のよごれの程度）を判定する調査です。本市では、昭和62年（1987年）から市内の小・中・高等学校等に調査を呼びかけ調査を実施しています。令和3年度は新型コロナウィルス感染症に係る状況を踏まえ、中止しました。

5 地域循環力の推進

多様な自然環境や貴重な歴史文化など、地域資源を持続的に保全・活用し、自然と人との調和や、地域間の共生を図ることで地域循環共生圏の拡充に取り組みます。

(1) 循環型社会の構築

これまで育んできた地域のコミュニティを結集し、3Rによる資源循環を推進するとともに、食品ロスの削減やマイバッグ運動など、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で廃棄物循環に対する責任と役割を果たすよう努めます。

ア 一般廃棄物の再資源化

本市では、ごみ（一般廃棄物）の分別収集の徹底を図り、資源の有効利用を推進するとともに、ごみの減量化に努めています。現在、家庭から排出されるごみは15種類に分別され、古紙類やプラスチック製容器包装、ミックスペーパーなどを再資源化しています。令和3年度（2021年度）における再資源化率は16.3%でした。

イ 一般廃棄物の最終処分

本市では、収集及び搬入されたごみを焼却、破碎、再資源化処理を実施し、残渣物を最終処分場（石倉、土岸、塩野）で埋立処理しています。令和3年度（2021年度）における最終処分量は14,877tでした。

ウ 資源古紙行政回収協力金交付制度

本市では、古紙類を粗大ごみの日に粗大ごみステーションに分別して排出し、古紙類の再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して協力金を交付することにより、家庭ごみの減量及び資源化を促進するとともに、協力金を自治会等の美化活動をはじめとする地域活動に活用することで、地域内交流の促進を図っています。

エ 「まちかど100mクリーンアクション」の推進

「まちかど100mクリーンアクション」とは、個々の事業所がその前面道路や周辺を美しくする活動で、各事業所の美化活動が活発に行われることにより、まち全体の美化が図られることを目指すものです。令和3年度（2021年度）における参加事業所数は631事業所です。

(2) 地域循環共生圏の拡充

地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし等の支援事業を推進し、持続可能な地域づくりに取り組みます。また、「姫路城プラスワン」の観光地としての観光資源を発掘し、各地域の魅力を活かした滞在型観光を推進します。さらに、つくり育てる漁業事業を推進し、水産資源に恵まれた豊かで美しい里海の再生に努めます。

ア 農林水産関連イベントの実施

本市では、地場農林水産物の知名度の向上や生産、消費の拡大に向け、特定の品目をテーマにそれぞれの旬の時期に各種イベントを開催し、消費者と生産者との交流の機会を広げる取組を推進しています。

□ 農林水産関連イベント実施状況

イベント名	参加人数
ひめじ地産地消フェア	1,500 名
白鷺鱧祭り	2,000 名
ぼうぜ鯛祭り・とれとれ祭り	20,000 名
日曜朝市	5,590 名
オープンファーム	61 名

イ 歴史文化資源と自然資源の活用

本市は、姫路城をはじめ歴史文化資源や自然景観に恵まれているため、これらの資源を活かし都市の魅力をより高めるための各種施策を実施しています。

□ 取組状況

環境指標	令和3年度実績
姫路城入城者数	444,131 人

□ 景観イベント実施状況

イベント名	参加人数
景観タウンウォッチング	22 名
景観フォーラム（3年毎）	120 名
歴史まちづくり検討ワークショップ（6回）	66 名

ウ 有用魚種の放流の取組

本市では、市と漁業協同組合が協力して、資源増大・維持の目的で水産有用種の稚魚・稚エビ等の中間育成を行い、沿岸海域へ放流しています。

エ 「姫路水産物PR動画」の活用

本市が面する播磨灘は、穏やかな瀬戸内海の中でもとりわけ多くの魚がすんでおり、古くからさまざまな漁業が盛んに行われています。ここでは、一年を通じて新鮮でおいしい魚が水揚げされ、兵庫県下でも有数の漁獲量を誇っています。この「姫路の漁業」について、市内外へ分かりやすく情報発信をするため、YouTubeにより動画を配信しています。

オ 農産品ブランド「姫そだち」

本市では、姫路の農産物であることを分かりやすくするために、「姫そだち」という愛称でブランドマークを表示し、市民の皆さんのが地元農産物を購入しやすくなることにより、地産地消を推進しています。令和3年度までに95品目が登録されています。



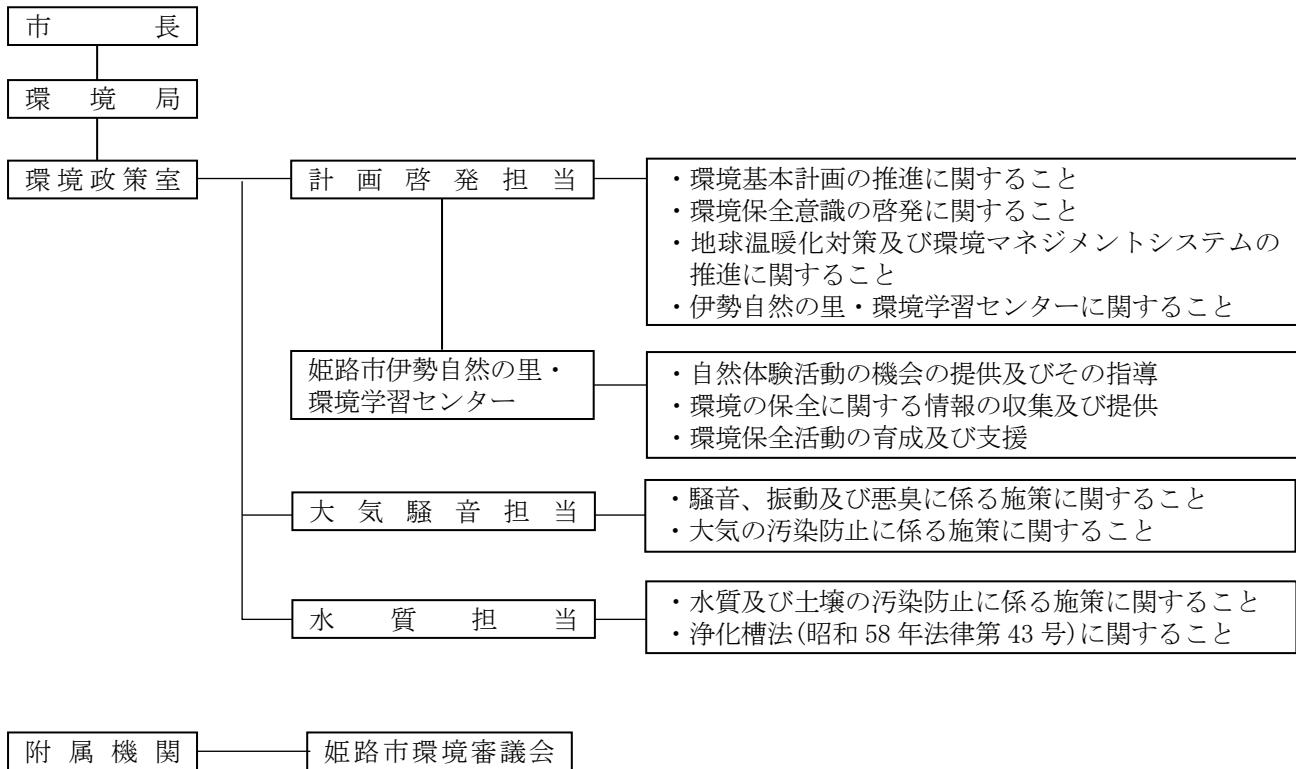
<姫そだち ブランドマーク>

カ 「姫路市空き家バンク」の活用

本市では、空き家の利活用を促進するため、空き家を「売りたい・貸したい」者と、空き家を「買いたい・借りたい」者とのマッチングを行う制度である「姫路市空き家バンク」を実施しています。令和3年度末現在の物件登録数は、累計で75件でした。

第5章 事業者としての取組

1 組織



2 姫路市環境アクション（姫路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

(1) 計画の概要

ア 概要

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する「地方公共団体実行計画」（温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画）として、「姫路市役所エコオフィスプラン」（平成11年度～平成13年度）を継承・発展させて策定したものです。

イ 対象とする温室効果ガス

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている次の6種類の温室効果ガスを対象としています。

- (ア) 二酸化炭素 (CO₂)
- (イ) メタン (CH₄)
- (ウ) 一酸化二窒素 (N₂O)
- (エ) ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- (オ) パーフルオロカーボン (PFC)
- (カ) 六フッ化硫黄 (SF₆)
- (キ) 三フッ化窒素 (NF₃)

なお、対象とする温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については、本市の事務事業に伴う排出はありません。

ウ 計画の対象範囲

市長部局をはじめ、水道局、消防局、教育委員会事務局等市が行うすべての事務事業を対象とし

ています。

ただし、市の施設のうち指定管理者等が管理しているもの、温室効果ガス排出量の把握が困難なもの及び外部への委託等により実施する事務事業については、温室効果ガス排出実態調査の対象から除外していますが、可能な限り受託者等に対して、この計画の趣旨に沿った措置を講じるよう要請するものとしています。

エ 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

オ 計画の目標

本計画では、平成25年度（2013年度）を基準年とし、市自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガス（除外項目を除く）を、令和12年度（2030年度）までに基準年度比で40%削減することを目指します。

カ 取組

本計画では、温室効果ガス排出量の削減及び環境への負荷低減を図るため、次の取組を実施しています。

（ア）個別項目ごとの活動量削減に向けた取組

- ① 電力
- ② 燃料
- ③ 資源の有効利用と廃棄物量の削減

（イ）職員の環境保全意識の向上に向けた取組

（2）温室効果ガス排出状況

ア 総排出量

令和3年度の市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は44,957t-CO₂であり、前年度に対しては3.7%増となりました。

□ 年度別温室効果ガス排出量

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	60,898	60,667	58,193	55,395	55,105	48,535	41,382	43,368
前年度比 (%)	—	99.6	95.9	95.2	99.5	88.1	85.3	104.8

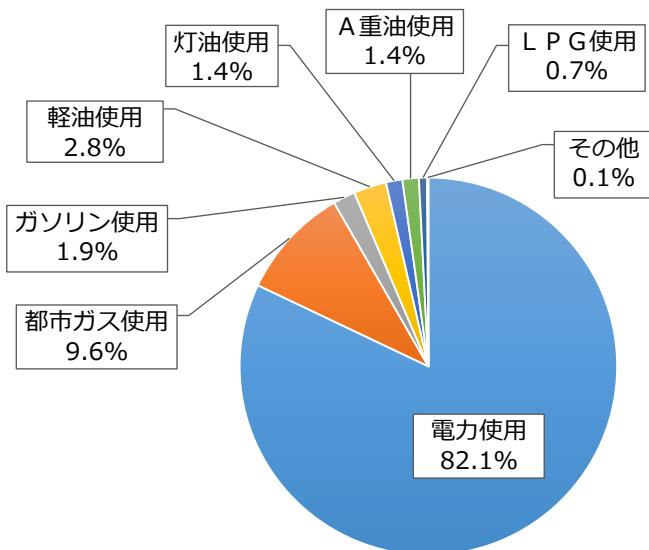
年 度	R3
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	44,957
前年度比 (%)	103.7

イ 排出原因別排出量

主な排出原因是、電力使用によるものです。

□ 排出原因別排出量

排出原因	令和3年度排出量	
	(t-CO ₂)	構成比
電力使用	36,815	81.9 %
都市ガス使用	4,321	9.6 %
ガソリン使用	867	1.9 %
軽油使用	1,279	2.8 %
灯油使用	649	1.4 %
A重油使用	642	1.4 %
LPG使用	328	0.7 %
その他	56	0.1 %
合 計	44,957	100.0 %



ウ 水道水・用紙の使用量

令和3年度（2021年度）の水道水使用量は、前年度比で約4.5%増加しています。

用紙使用量は、前年度比で約8.7%減少しています。

□ 水道水・用紙使用量

項目	令和2年度	令和3年度	前年度比
水道水 (m ³)	713,233	745,306	104.5 %
コピー用紙A4換算枚数 (千枚)	69,720	63,684	91.3 %

3 環境マネジメントシステム

(1) 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムは、組織の活動によって生じる環境への影響を継続的に改善するための仕組みのことです。

本市では、平成15年度から本庁舎に所在する所属を対象にISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、より一層の環境の保全と創造に向けた取組を推進するため、平成21年度から新たに全庁を対象とした「姫路市環境マネジメントシステム」を運用しています。

(2) 対象範囲

本市が行う事務事業（業務委託によるものを除く。）及び本市職員が管理する施設を対象としています。

(3) 目的

本市の環境行政の基本的指針である「姫路市環境基本計画」に掲げる環境像「自然と人が調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ」の実現を目指し、本市の事務事業における環境配慮の推進と、取組の継続的な改善を図ることを目的とし、以下のことについて重点的に取り組みます。

- ・オフィス活動：市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、資源使用量等について、環境配慮の取組状況の点検を行います。
- ・公 共 工 事：「姫路市公共工事における環境配慮指針」に基づく、環境配慮について、取組状況の点検を行います。
- ・環 境 法 規 制：市が行う事務事業に適用される環境法令等について、遵守状況の点検を行います。

(4) 取組状況

令和3年度（2021年度）における取組状況は、次のとおりです。

ア オフィス活動

市の事務事業のうち、オフィス活動に伴う環境負荷の低減を目指し、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、資源使用量の削減に取り組んでいます。温室効果ガス排出量については、排出量の8割程度が電力使用に起因しており、電力使用量等のエネルギー使用量は減っているものの、単位電力あたりの温室効果ガス排出係数が増加したことによる影響が一因となっています。

□ 取組状況

項目		令和12年度（2030年度）目標		令和3年度（2021年度）実績	
エネルギー使用量	温室効果ガス排出量	平成25年度比	40 %削減	平成25年度比	26.2 %削減
	電力使用量	平成25年度比	19.0 %削減	平成25年度比	29.8 %削減
	都市ガス使用量	平成25年度比	14.8 %削減	平成25年度比	66.3 %増加
	ガソリン使用量	平成25年度比	23.3 %削減	平成25年度比	15.7 %削減
	軽油使用量	平成25年度比	25.0 %削減	平成25年度比	10.1 %削減
	灯油使用量	平成25年度比	30.0 %削減	平成25年度比	30.3 %削減
	重油使用量	平成25年度比	43.0 %削減	平成25年度比	54.9 %削減
資源使用量	LPG使用量	平成25年度比	61.0 %削減	平成25年度比	65.7 %削減
	水道使用量	前年度より増加させない		前年度比	4.5 %増加
	用紙使用量	前年度より増加させない		前年度比	8.7 %削減
	一般廃棄物排出量（本庁舎）	前年度より増加させない		前年度比	5.3 %増加

イ 公共工事

「姫路市公共工事における環境配慮指針」は、市が発注する公共工事における環境への配慮の基本となる指針として平成16年3月に策定したものです。公共工事における環境配慮の実施により環境に与える負荷を低減するとともに、環境法令の遵守の徹底を図ることで環境汚染を低減することを目的としています。

ウ 環境法規制

市が行う事務事業に適用される環境法令等について、遵守状況を点検するとともに、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急事態及び事故について対応方法を定め、緊急事態に備えます。

(5) システム審査と見直し

システムが適切に運用されているか確認するために審査を実施し、運用状況の評価及び見直しを行います。

ア システム審査

書類審査、内部審査及び外部審査を実施し、システムの適切性、有効性等について、評価を行いました。システム審査において不適合事項として判定された事項については、該当する所属において原因の特定と再発防止処置が実施されました。

□ システム審査の結果

項目	書類審査	外部審査	内部審査
実施期間	令和3年12月	令和3年12月	令和4年1月
実施者	環境管理責任者	外部審査員（他都市職員）	内部審査員（市職員）
審査方法	書類審査	書類審査	現地調査
審査結果	・オフィス活動及び公共工事における環境配慮、環境法令の適合遵守状況について、おむね適切に運用できており、不適合事項及び観察事項は確認されなかった。	・システムの運用状況等について「適切」との評価であった。 ・状況の変化にあわせて、システム文書等を適宜改訂している点や、職員研修・内部審査員研修などにおいて、啓発や法規制など知識の必要な分野への理解のサポートを図っている点を評価された。	・オフィス活動において、エネルギー使用・廃棄物・用紙使用削減等の取組について優良と評価。 ・不適合事項等は確認されなかった。 ・観察事項として、管理標準が設定されていない施設や研修結果記録書が未作成の所属が見受けられた。

イ 評価

令和3年度のシステム運用状況は、環境管理総括者により、以下のとおり評価されました。

□ システム運用状況の評価

項目	見直しの必要	評価内容
環境方針	なし	令和3年4月に改定した新たな環境方針に基づいた運用の推進を図ること。
管理項目	あり	観察事項が7件あったという結果を踏まえ、これらのフォローアップを行うとともに、今後、不適合事項が生じないよう運用や進行管理の徹底を図ること。
その他システムに関する事項	あり	各所属におけるカーボンニュートラルに向けた取組の一層の促進を図ること。

□ システム文書の改訂

改訂の要否	改訂すべき内容
要	形骸化している取組や報告事項等を見直すなど、システムのより効率的な運用を検討すること。

ウ 改善処置の状況

令和3年度は、2件の不適合事項が発生しました。当室の立入検査において、下水道処理施設及び農業集落排水処理施設における排水基準の超過が判明したものの、所管施設よりその原因及び対策についての報告があり、改善処置の実施を確認しました。

エ 見直し

カーボンニュートラルに向けて環境分野の事業に対する需要が高まっており、本市においても様々な環境施策を立案している状況を踏まえ、より効率的な運用を検討します。

姫路市環境方針

基本理念

本市は、古来より播磨地域の中心として栄え、近代から現代にかけては活力ある商工業都市として発展を遂げてきました。また、山、川、里、まち、海がつながり、その先には島々が連なる、まさに日本の縮図ともいえる美しい自然資源を有する魅力あふれる地域です。

これらの豊かな資源を将来にわたり継承していくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルや事業活動を実践し、脱炭素社会への転換を図るとともに、関連するさまざまな取組を進め、持続可能な社会を築いていく必要があります。

本市では、令和3年（2021年）2月22日に、2050年までに二酸化炭素の排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行うとともに、市民、事業者、行政など社会の構成員すべての参画と協働のもと、環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として「姫路市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に取り組んでいます。

こうした取組をより効果的に進めるとともに、市が率先して環境配慮に取り組むため、「姫路市環境マネジメントシステム」を構築し、次の基本方針に基づき運用することにより、本市が掲げる環境像「自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ」の実現を目指します。

基本方針

- 1 姫路市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のための取組を総合的かつ計画的に推進します。
- 2 すべての事務事業において環境に配慮した取組を推進し、その継続的な改善を図ります。特に、次の事項に重点的に取り組みます。
 - (1) 省資源、省エネルギーの推進
 - (2) ごみの減量化、リサイクルの推進
 - (3) グリーン購入の推進
 - (4) 環境に配慮した公共工事の推進
 - (5) 公共施設の脱炭素化
- 3 市の事務事業に關係する環境法令等を遵守します。
- 4 職員が環境方針を理解し、率先して環境に配慮した行動を実践できるよう、周知します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムの取組結果は広く公表します。

令和3年（2021年）4月1日

姫路市長 清元秀泰

資料

1 年表

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
明治22 (1889)	4	・姫路市制を布く		
昭和33 (1958)	10	・姫路市騒音防止条例を制定	7 11 12	・兵庫県衛生研究所が姫路市内の3箇所で降下ばいじん、亜硫酸ガスの測定を開始 ・工場排水等の規制に関する法律を制定（S45年廃止） ・公共用水域の水質の保全に関する法律を制定（S45年廃止）
昭和34 (1959)	8	・衛生局に環境衛生課を設置		
昭和37 (1962)			6	・ばい煙の排出の規制等に関する法律を制定（S43年廃止）
昭和38 (1963)	12	・姫路市公害対策連絡会を設置		
昭和40 (1965)	4 12	・姫路市公害防止施設設置資金融資制度の発足 ・飾磨支所に亜硫酸ガス自動測定機を設置し、大気汚染常時監視を開始（飾磨測定期）	4 10 〃 12	・兵庫県公害防止条例を制定（S44年10月施行） ・ばい煙規制法の指定地域となる ・県条例に規定する特定施設を定める規則及び同条例に規定する排出等の基準を定める規則を施行（水質関係を除く） ・兵庫県播磨地域スマッジ対策要綱の実施
昭和41 (1966)	2 3 4 6 9 10	・衛生局環境衛生課公害対策係を新設 ・市役所本庁に亜硫酸ガス自動測定機を設置（本庁測定期） ・県条例に基づく姫路市公害紛争あっせん要領制定、あっせん員の委嘱等あっせん制度の発足 ・衛生局に公害対策課を設置 ・市議会に産業公害特別委員会を設置 ・姫路市公害対策協議会条例を公布施行	10	・播磨灘をきれいにする運動の発足
昭和42 (1967)	7 8 9	・公害対策課を調査係、指導係に改組 ・西保健所に大気汚染常時監視測定期を設置（広畠測定期） ・白浜支所に大気汚染常時監視測定期を設置（白浜測定期）	8	・公害対策基本法を制定
昭和43 (1968)	5 9 〃 12	・公害パトロール車を導入 ・東出張所に大気汚染常時監視測定期を設置（東測定期） ・姫路市・兵庫県と出光興産㈱の三者により、公害防止協定を締結 ・大気汚染防止法の政令市となる	6 〃	・大気汚染防止法を制定 ・騒音規制法を制定
昭和44 (1969)	3 4 7 11 12	・市役所に大気汚染常時監視用テレメーター装置を設置し、飾磨・本庁・広畠・白浜・東測定期と結ぶ ・公害対策課を公害部に昇格、調査課と対策課を置く ・公会堂（現、市民会館）に自動車排出ガス測定期を設置 ・公害防止月間を実施（～S47年） ・関西電力㈱と公害防止協定を締結	2 4 10 12	・いおう酸化物に係る環境基準を閣議決定 ・兵庫県に公害第1課、公害第2課、大気監視センターを設置 ・大気汚染防止法の一部改正（K値第2次規制） ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法を制定（S49年廃止）
昭和45 (1970)	2 3 10 11 12	・富士製鐵所㈱（現日本製鉄㈱）と公害防止協定を締結 ・山陽特殊製鋼㈱ほか13社と公害防止協定を締結 ・網干支所に大気汚染常時監視測定期を設置（網干測定期） ・出光興産㈱との公害防止協定を改定 ・播磨海域水質規制を適用	2 4 6 12	・一酸化炭素に係る環境基準を閣議決定 ・水質汚濁に係る環境基準を閣議決定 ・公害紛争処理法を制定 ・水質汚濁防止法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等公害関係14法を制定・改正 「公害国会」
昭和46 (1971)	2 3 7 〃 9 10 12	・オキシダント測定を開始（旧市役所） ・自動車排出ガス測定期を駅前に移設（公会堂） ・衛生局を保健公害局と改称し、公害部に苦情処理課を設置 ・姫路市公害対策審議会条例を公布施行し、同審議会を設置（姫路市公害対策協議会を廃止） ・姫路市・兵庫県と新日本製鐵㈱がペレット製造設備新設及び公害防止計画に関する覚書を交換 ・姫路市・兵庫県と関西電力㈱の三者により、姫路第二発電所5・6号機増設に係る公害防止協定を締結 ・姫路市環境基本条例を公布 ・姫路市自然保護条例を公布	5 6 〃 7 10 12	・騒音に係る環境基準を閣議決定 ・悪臭防止法を制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律を制定 ・環境庁を設置 ・兵庫県公害防止条例の全面改正 ・水質汚濁に係る環境基準を告示
昭和47 (1972)	3 7 9 11	・大気汚染常時測定期を西出張所（西測定期）・栗橋公民館（北測定期）に設置 ・自動車排出ガス測定期を飾磨（国道250号線沿）に移設 ・大気汚染常時監視測定期を林田出張所に設置（林田測定期） ・新日本製鐵㈱（現、日本製鉄㈱）との公害防止協定を改定	1 5 6 〃 12	・浮遊粒子状物質に係る環境基準を告示 ・悪臭防止法施行令、施行規則を制定（5物質を指定） ・スウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議を開催、毎年6月5日を「世界環境の日」とする ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法の一部改正（無過失責任を規定） ・自動車排出ガス量の許容限度を設定（48年度規制）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
昭和48 (1973)	1 3 〃 4 6 12	・宏栄化成㈱ほか10社と公害防止協定締結、山陽特殊製鋼㈱ほか11社との公害防止協定を改定 ・水質監視測定車「すいれん」を導入（S54年廃車） ・自動車公害測定期局を大手前・船場に設置 ・姫路市公害防止条例を公布 ・公害防止強調月間を実施（～S49年） ・出光興産㈱との公害防止協定を改定	5 〃 9 10 〃 〃 12	・兵庫県、水質汚濁に係る環境基準（揖保川）を告示 ・二酸化窒素に係る環境基準を告示 ・水質汚濁に係る環境基準（市川・夢前川）を告示 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法を制定 ・公害健康被害補償法を制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を制定 ・播磨南部地域公害防止計画（S48～52年度）を内閣承認
昭和49 (1974)	2 〃 3 〃 4 〃 5	・環境衛生研究所を開設 ・自動車公害飾磨測定期局を移設（県道姫路港線） ・関西電力㈱との公害防止協定を改定 ・公害防止協定に基づく企業設置大気汚染測定期局が完成 ・公害部を改組し、大気課・水質課・騒音振動課の3課を設置 ・姫路市公害防止条例施行規則を公布 ・水質汚濁防止法の政令市となる	6 9	・大気汚染防止法の一部改正（総量規制の導入） ・水質に係る環境基準の改正（アルキル水銀の基準）
昭和50 (1975)	3 〃 6 12	・船場川水質自動監視所を設置 ・関西電力㈱と公害防止協定を締結（旧協定を廃止） ・公害防止強調旬間を実施（～S56年） ・姫路市・兵庫県が「姫路LNG基地建設計画に関する影響評価」を公表	2 7 12	・水質に係る環境基準の改正（PCBの追加） ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準を告示 ・大気汚染防止法施行令の一部改正（総量規制地域の第2次指定を受ける）
昭和51 (1976)	4 〃	・新日本製鐵㈱・出光興産㈱・山陽特殊製鋼㈱ほか23社との公害防止協定改定、姫路鐵鋼リファイン㈱ほか2社と公害防止協定を締結 ・大気汚染西観測局を西市民センターに移設	6 9 12	・振動規制法を制定 ・悪臭防止法施行令・施行規則の一部改正（悪臭3物質の追加） ・国鉄（現JR）が新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を提示
昭和52 (1977)	3	・夢前川水質自動監視所を設置		
昭和53 (1978)	4	・公害部を大気騒音課・水質課に改組	6	・瀬戸内法及び水質汚濁防止法の一部改正（水質総量規制の導入）
昭和54 (1979)	1 〃 4 5 11	・出光興産㈱との公害防止協定細目書を改定 ・大気汚染東測定期局を現在の東出張所に移設 ・大気中炭化水素測定を開始 ・新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策として、騒音レベル80ホン以上の区域に所在する住宅の防音工事に対する助成事務に関する協定の締結及び覚書の交換 ・自動車公害移動測定期車を導入	3 〃 5 〃 5 〃 8	・兵庫県「開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱」を制定 ・播磨南部地域公害防止計画第2期延長を内閣承認 ・瀬戸内法及び水質汚濁防止法の一部改正（病院等の追加） ・化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法を告示 ・ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準の改正
昭和55 (1980)	1 3 4 〃 〃 9	・新日本製鐵㈱（現、日本製鉄㈱）との公害防止協定細目書を改定 ・山陽特殊製鋼㈱ほか26社との公害防止協定細目書を改定 ・市役所庁舎移転に伴い、公害監視センターを移設 ・大気汚染飾磨測定期局を飾磨市民センターに、本府測定期局を中央保健所（本町測定期局に改称）に移設 ・自動車公害大手前測定期局を廃止 ・関西電力㈱との公害防止協定細目書を改定	4 5 6 〃 〃 11	・化学的酸素要求量に係る総量削減計画を告示 ・水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準を告示 ・瀬戸内法に基づく「リン及びその化合物」に係る削減指導方針を告示
昭和56 (1981)	2 9 12	・関西電力㈱と、「姫路第一発電所1号ボイラーにおいて実施する石炭燃焼試験研究に係る公害防止対策についての覚書」を交換 ・大気汚染広畑測定期局を広畑市民センターに移設 ・44事業場と「排水の管理に関する覚書」を交換	3 6 7	・公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を10年間延長 ・大気汚染防止法施行令の一部改正（窒素酸化物に係る総量規制の導入） ・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画を策定
昭和57 (1982)	3 4 〃 6	・大気汚染網干測定期局を網干市民センターに移設 ・保健公害局を衛生局に改組 ・新幹線対策協定の締結及び覚書の交換 ・環境週間を実施（～H3年）	4 〃 5 12	・騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定の一部改正 ・振動規制法に基づく振動規制地域の指定の一部改正 ・ばいじんの排出規制の改正 ・湖沼の窒素及び燐に係わる環境基準を設定・告示
昭和58 (1983)	4 7 10	・高木及び四郷前処理場を東部下水処理場に接続 ・衛生局公害部が、衛生部とともに衛生局衛生公害部に改組 ・大阪ガス㈱と公害防止協定を締結	5	・浄化槽法を制定
昭和59 (1984)			3 8 〃	・播磨南部地域公害防止計画（第3期）を内閣承認 ・環境影響評価の実施を閣議決定 ・トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針を設定
昭和60 (1985)	4 10	・浄化槽の業務を保健所から水質課に移管 ・姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び姫路市浄化槽に関する規則を施行	6	・大気汚染防止法施行令の一部改正（小型ボイラーを追加規制）
昭和61 (1986)	2 〃	・姫路市浄化槽指導要綱を公布 ・高木川西前処理場を中部下水処理場に接続		
昭和62 (1987)	7 〃	・船場川水質自動監視所を休止 ・市内の小・中学校に水生生物調査を初めて依頼し、水生生物調査を開始	5 10	・水質汚濁防止法の規定による化学的酸素要求量に係る総量規制基準を告示 ・大気汚染防止法施行令の一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関の追加規制）
昭和63 (1988)	4 10	・新日本硝子㈱（現、石塚硝子㈱）と公害防止協定を締結 ・姫路市生活排水処理計画を策定	3 5 8	・水質汚濁防止法の上乗せ条例の改正 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定 ・水質汚濁防止法施行令・瀬戸内法の一部改正（共同調理場、飲食店の追加規制）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成元 (1989)	5 7 12	・姫路市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定 ・衛生局衛生公害部大気騒音課・水質課が、市民局生活環境部環境保全課に改組 ・福井前処理場を揖保川流域下水処理場に接続	3 〃 6 9 12	・播磨南部地域公害防止計画（第4期）を内閣承認 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン等有害物質に追加指定） ・大気汚染防止法の一部改正（石綿等特定粉じんの規定整備） ・悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（プロピオン酸等4物質の追加指定） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石綿を特定粉じんに指定）
平成2 (1990)	6	・姫路市カラオケハウスの建築に関する要綱を制定	3 6 12	・兵庫県「ひょうご快適環境プラン」を策定 ・水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進） ・大気汚染防止法の一部改正（ガスエンジン、ガソリンエンジンの追加規制）
平成3 (1991)	3 4 7 8	・ディスプレイ・テクノロジー㈱と公害防止協定を締結 ・緑化推進10ヶ年計画を策定 ・健康福祉局保健部環境保全課に改組 ・関西電力㈱と環境保全協定を締結（旧協定の廃止）	3 〃 8 11 12	・水質汚濁防止法の規定により、平成6年度を目標とした「化学的酸素要求量に係る第三次総量削減計画」を告示 ・水質に係る環境基準（船場川）を告示 ・土壤汚染に係る環境基準を告示 ・阪神間6市が一斉ノーマイカーデーを実施 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正（pH、DOの自動監視測定の追加）
平成4 (1992)	2 〃 6 〃 8 10	・電気自動車（1台）を導入 ・姫路市低公害自動車フェアを開催 ・環境月間を実施 ・市内の小学6年生に「生き物調査」を実施（平成5年3月身近な生き物から見た姫路の自然発行） ・酸性雨測定を開始 ・「環境フェア・inひめじ'92」を開催（大手前公園）	4 6 〃 11	・兵庫地域公害防止計画を策定 ・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）を開催（ブラジル：リオ・デ・ジャネイロ） ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法を制定 ・兵庫県、「ひょうごエコライフ指針」を策定
平成5 (1993)	1 2 3 4	・姫路市自動車公害移動観測車を更新 ・国際ロータリー第2680地区より騒音測定車一式を寄贈 ・姫路市緑化推進基本計画を策定 ・姫路市生活排水処理計画を改定	3 4 6 8 11 12 〃	・水質汚濁に係る環境基準の一部改正（15項目の追加、基準値の見直し） ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについての大気環境指針及び暫定対策ガイドラインを設定 ・悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（10物質の追加） ・水質汚濁に係る環境基準及び排水基準の一部改正（海域の窒素・燐の基準を設定） ・環境基本法を制定 ・「アジェンダ21行動計画」を策定 ・水質汚濁防止法施行令等の一部改正（ジクロロメタン等13物質の基準を設定）
平成6 (1994)	4 〃 10	・姫路市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を改正 ・新日本製鐵㈱（現、日本製鉄㈱）と環境保全協定締結（旧協定の廃止） ・姫路市環境審議会条例を公布（姫路市公害対策審議会条例の廃止）	4 5 12	・悪臭防止法施行規則の一部改正（排出水中の悪臭物質の規制基準を設定） ・水道資源水域の水質の保全に関する特別措置法を制定 ・環境基本計画を策定
平成7 (1995)	4 10 11 12	・本町測定期局を八代測定期局（八代富士才公園）に移設 ・夢前川水質自動監視所を休止 ・大手前公園で「エコフェスティバル95」を開催 ・姫路市はじめ全国12市を中心市に指定する政令が正式決定	4 〃 6 7	・悪臭防止法の一部改正（嗅覚測定法を導入） ・大気汚染防止法の一部改正（自動車燃料対策の強化） ・子どもエコクラブの発足 ・兵庫県公害防止条例ほか2県条例を改め、環境の保全と創造に関する条例を制定
平成8 (1996)	4 〃 5 7 12	・中核市に指定 ・環境局環境保全課に改組 ・悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法の規定に基づく規制地域の指定と規制基準の設定等を告示 ・（社）瀬戸内海環境保全協会に入会 ・「灘のけんか祭り」のだんじり太鼓の音が残したい“日本の音風景100選”に選定される ・「小赤壁」が“せとうち風景30選”に選定される	5 6 9 10	・大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策の強化等） ・播磨海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型を指定 ・水質汚濁防止法の規定により、平成11年度を目標とした「化学的酸素要求量に係る第四次総量削減計画」を告示 ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（乾式測定法の導入）
平成9 (1997)	4 10	・環境局生活環境部環境保全課に改組 ・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	1 2 〃 3 4 5 6 7 8 9	・大気汚染防止法施行令の一部改正（指定物質3物質指定、特定粉じん排出等作業の指定） ・大気環境基準を告示（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン） ・大気汚染防止法施行規則等の一部改正（特定粉じん排出等作業の届出） ・大気汚染防止法に基づく指定物質抑制基準を告示（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン） ・兵庫県、環境影響評価に関する条例を制定 ・地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示 ・環境影響評価法を公布 ・大気汚染防止法施行令の一部改正（指定物質にダイオキシン類の追加） ・ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準を定める告示 ・ダイオキシン類に係る大気環境指針値を設定 ・県条例規制基準の改正（汚水の排出基準の強化）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成10 (1998)	4 5 12	・産業廃棄物焼却施設等に係るダイオキシン類削減のための指導マニュアルを作成 ・姫路市浄化槽指導要綱の全面改正 ・姫路市公害防止条例施行規則の一部改正（煙突の設備基準の見直し）	4 5 6 9 10	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（ばいじん規制強化・測定頻度の緩和） ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設にPCB処理施設の追加） ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正 ・騒音に係る環境基準の改正（H11.4.1施行） ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布（H11.4.8施行）
平成11 (1999)	4 〃 12	・騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の区域の区分の一部変更を告示 ・電気炉に係るダイオキシン類削減のための指導マニュアルを作成 ・姫路市役所エコオフィスプランを策定（5月実施） ・冬の適正暖房を開始	3 7 〃 〃 〃	・悪臭防止法施行規則の一部改正（臭気指数等2号規制基準） ・環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準の改正（焼却炉ばいじん規制） ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）を公布 ・ダイオキシン類対策特別措置法を公布（H12.1.15施行） ・地方分権推進一括法を公布（H12.4.1施行）
平成12 (2000)	1 4 6 〃	・姫路市大気汚染常時監視システム更新、「公害監視センター」から「環境監視センター」に名称変更 ・騒音規制法に基づく「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定について」を告示（同区域及び時間の指定を廃止） ・姫路市環境基本計画素案を公表 ・夏の適正冷房及びエコロックを開始	3 4 5 6 7 12	・騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令を公布（H12.4.1施行） ・騒音に係る環境基準の評価マニュアルを策定 ・悪臭防止法の一部を改正する法律を公布（事故時の措置、H13.4.1施行） ・循環型社会形成推進基本法等関連6法を制定 ・県条例の一部改正（温暖化防止特定事業届出制度） ・環境基本計画を改訂
平成13 (2001)	3 6	・姫路の環境をみんなで守り育てる条例を制定 ・姫路市環境基本計画を策定	1 6 〃 〃 〃 9 11 〃 12	・省庁再編に伴い、「環境庁」から「環境省」へ ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質として、ほう素及びその化合物等を追加、特定施設の追加） ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（施設の追加等） ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加） ・水質汚濁防止法施行令、瀬戸内海特別措置法施行規則の一部改正（N、P総量規制） ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正（姫路市が対策地域として指定）
平成14 (2002)	4 5 7	・姫路市環境アクションを策定 ・姫路市低公害車導入助成事業を開始 ・姫路市低公害車普及促進対策補助事業を開始	5 6 〃 7 〃 7 〃	・土壤汚染対策法を公布（H15.2.15施行） ・京都議定書締結を開議決定 ・地球温暖化対策推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正 ・使用自動車の再資源化等に関する法律を公布 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）
平成15 (2003)	3 9	・姫路市自動車公害移動観測車を更新 ・ISO14001認証を取得	7 10 11 12	・有害大気汚染物質指針値を設定（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物） ・県条例の一部改正（自動車等運行規制） ・水質汚濁に係る環境基準の改正（水生生物保全環境基準の設定） ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）
平成16 (2004)	4 〃	・環境局環境保全課に改組 ・姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを開園	1 5 6 〃 10 12	・瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正（事前評価制度の簡素化） ・大気汚染防止法の一部改正（VOCの排出規制） ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定（H17.4.1施行） ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を制定 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を施行 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（簡易測定法の追加）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成17 (2005)	4 7 10	・環境局環境美化部環境保全課に改組 ・アスベスト対策会議を設置 ・全市でごみの新しい分別収集（プラスチック製容器包装とミックスペーパー）を開始	2 〃 4 〃 5 6 〃 8 9 10 11 12	・京都議定書を発効 ・石綿障害予防規則を制定（H17.7.1施行） ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正（公害防止管理者等の必置制度の見直し等） ・チーム・マイナス6%（地球温暖化防止「国民運動」）が始まる ・浄化槽法の一部改正 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 ・クールビズを開始（6/1～9/30） ・エネルギーの使用合理化に関する法律の一部改正 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加） ・県条例施行規則の改正（非飛散性石綿含有建築物解体時の規則強化、H17.11.9施行） ・ウォームビズを開始（11/1～3/31） ・大気汚染防止法施行令等の一部改正（飛散性石綿含有建築物の規制強化、H18.3.1施行）
平成18 (2006)	3 〃 9	・姫路市公害防止条例及び施行規則の一部改正 ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示 ・ISO14001認証を更新	2 3 〃 4 6 11	・大気汚染防止法等の一部改正（飛散性石綿含有工作物の規制強化、H18.10.1施行） ・兵庫県、環境の保全と創造に関する条例の一部改正 ・石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト新法）を制定 ・第3次環境基本計画を開議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 ・有害大気汚染物質指針値を追加設定（クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）
平成19 (2007)	7	・環境局環境政策室に改組	2 4 5 6	・「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）第4次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表 ・「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）第4次評価報告書第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）を公表 ・「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）第4次評価報告書第3作業部会報告書（気候変動の緩和策）を公表 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律を公布 ・エコツーリズム推進法を公布
平成20 (2008)	2 3 〃 7 〃	・降下ばいじん対策の在り方について答申（新たな目安値：不溶解性物質量3トン/km ² /月） ・姫路市環境基本計画を改訂 ・姫路市環境アクションを改訂 ・農政環境局環境政策室に改組 ・豊富測定期を香寺測定期（香寺事務所）へ移設	3 5 〃 6 〃 6 7	・京都議定書目標達成計画を全部改定 ・G8環境大臣会合を開催（神戸市） ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正 ・生物多様性基本法を公布・施行 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 ・石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正 ・北海道洞爺湖サミットを開催
平成21 (2009)	3 4	・36社39工場と環境保全協定を締結（旧協定を廃止） ・姫路市環境マネジメントシステムを運用開始	4 5 9 11	・土壤汚染対策法の一部改正（H21.10.23一部施行、H22.4.1全部施行） ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正 ・微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準を告示 ・水質環境基準の改正（1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンの追加、1,1-ジクロロエチレン基準値の改正）
平成22 (2010)	4 〃 6 9 11	・㈱IPSアルファテクノロジ姫路（現、パナソニック液晶ディスプレイ姫路）と環境保全協定を締結 ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示 ・㈱DNPプレシジョンデバイス姫路と環境保全協定を締結 ・飾磨自動車排出ガス測定期を移設（飾磨恵美酒公園） ・酸性雨調査場所を移設（市役所北別館）	5 〃 6 8	・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正（事業者の責務、測定結果の未記録等に対する罰則規定の創設、（事業者の責務規定）：H22.8.10施行、（その他）：H23.4.1施行） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（H22.8.10施行） ・土壤環境基準の改正（カドミウム基準値の改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（有害物質の測定方法の変更、H22.10.1全部施行）
平成23 (2011)	3 7 9 〃	・姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定 ・環境局環境政策室に改組 ・微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機器を設置（網干測定期、御国野測定期、船場自排局） ・環境副読本・環境学習用ノートを作成	6 7 〃	・水質汚濁防止法の一部改正（地下水汚染の未然防止、H24.6.1施行） ・土壤汚染対策法施行規則の一部改正（H23.7.8施行） ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドラインを策定
平成24 (2012)	2 〃 3 〃 4 11	・騒音規制法に基づく規制地域の指定等を告示 ・香寺測定期を移設（香寺事務所内） ・姫路市環境アクションを改訂 ・騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を告示 ・ナイティック・プレシジョン・アンド・テクノロジーズ㈱、太平工業㈱ 広畠支店（現、日鉄テックスエンジニアリング広畠支店）、㈱関電エンジニアリングソリューションと環境保全協定を締結 ・微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機器を設置（広畠測定期、白浜測定期、飾磨自排局）	4 5 8	・大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルを策定 ・水質汚濁防止法施行令等の一部改正（有害物質の追加、指定物質の追加、特定施設の追加） ・水質汚濁に係る環境基準の改正（水生生物保全環境基準にノニルフェノールの追加）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成25 (2013)	3 〃 〃 5	・新たな姫路市環境基本計画を策定 ・姫路市自動車公害移動測定車を更新 ・騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定等を告示 ・微小粒子状物質(PM2.5)成分分析を開始(船場自排局)	3 〃 〃 〃 6 〃 11 12	・大気汚染防止法施行規則の一部改正(VOC濃度測定回数の変更、H25.3.6施行) ・水質汚濁に係る環境基準の改正(水生生物保全環境基準にLASの追加) ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門会合、PM2.5の注意喚起のための暫定的な指針を設定 ・兵庫県、PM2.5(微小粒子状物質)の注意喚起の発信基準を設定 ・大気汚染防止法の一部改正(建築物の解体における石綿の飛散防止対策の強化、H26.6.1施行) ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正(「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に名称変更、H27.4.1施行) ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改正 ・兵庫県、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起情報発信要領の改正
平成26 (2014)	1	・姫路市大気常時監視システムを更新	3 5 7 11 12	・土壤環境基準の改正(1,1-ジクロロエチレン基準値の改正) ・大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行令の一部改正(建築物の解体における飛散防止対策の強化、H26.6.1施行) ・大気中微小粒子状物質(PM2.5)成分測定マニュアルにおける測定方法の追加(水溶性有機炭素成分、レボグルコサン、ガス成分) ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレン基準値の改正) ・水質汚濁に係る排水基準の一部改正(カドミウム)
平成27 (2015)	7	・騒音規制法、振動規制法に関連する姫路市告示の改正(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、幼保連携型認定こども園の追加)	4 6 10 11	・騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、幼保連携型認定こども園の追加) ・大気汚染防止法の一部改正(水銀の排出規制の追加、水俣条約が効力を生ずる日から2年以内に施行予定(H30.4.1施行)) ・水質汚濁に係る排水基準の一部改正(トリクロロエチレン) ・瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正(H27.10.2施行) ・大気汚染防止法施行令の一部改正(水銀排出施設の指定)
平成28 (2016)	3 〃 11	・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定を告示 ・生物多様性ひめじ戦略を策定 ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定を告示	3 〃 〃 〃 5 6 9 〃 〃 12	・土壤環境基準の改正(クロロエチレン、1,4-ジオキサンの追加、H29.4.1施行) ・土壤汚染対策法施行令の一部改正(クロロエチレンの追加、H29.4.1施行) ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正(生活環境項目環境基準に底層溶存酸素量の追加) ・沿岸透明度を地域環境目標に設定 ・地球温暖化対策計画を閣議決定 ・風営法の一部を改正する法律の施行に伴う、環境の保全と創造に関する条例の改正(H28.6.23施行) ・大気汚染防止法施行令の一部改正(要排出抑制施設の指定) ・大気汚染防止法施行規則の一部改正(水銀排出施設の種類及び規模、排出基準の設定) ・排出ガス中の水銀測定法を告示
平成29 (2017)	4	・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正	1 3 4 5 〃 6 9 12	・大気汚染防止法施行規則の一部改正(水素製造用改質器の測定頻度の緩和、H29.1.6施行) ・小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集を公表 ・建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインを公表 ・兵庫県地球温暖化対策推進計画を策定 ・土壤汚染対策法の一部改正(H30.4.1一部施行、H31.4.1全部施行) ・水銀に関する水俣条約の発効を決定(H30.4.1施行) ・水質汚濁防止法施行令の一部改正(特定施設の一部削除、H29.8.16施行) ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)を公表 ・土壤汚染対策法施行規則等の一部改正(汚染土壤処理業の譲渡等を規定、H30.4.1施行)
平成30 (2018)	3 〃 〃	・姫路市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改定版】を策定 ・姫路市一般廃棄物処理基本計画を策定 ・騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定を告示	9 11 12	・土壤環境基準、土壤汚染対策法施行令の一部改正(1,2-ジクロロエチレン、H31.4.1施行) ・大気の汚染に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレン基準値の改正) ・気候変動適応法を制定(H30.12.1施行)

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成31 令和1 (2019)	3 〃	・広畠バイオマス発電㈱と環境保全協定を締結 ・「COOL CHOICE」賛同宣言	5 〃 6 〃 7 〃 10 〃 12 〃 〃	・食品ロスの削減の推進に関する法律を公布 (R1. 10. 1施行) ・プラスチック資源循環戦略を策定 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正 (R2. 4. 1施行) ・浄化槽法の一部改正 (R2. 4. 1施行) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部改正 (R2. 4. 1施行) ・環境影響評価法施行令の一部改正 (太陽光発電所の追加、R2. 4. 1施行) ・環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正 (太陽光発電所の追加、R2. 4. 1施行) ・環境の保全と創造に関する条例の一部改正 (豊かで美しい瀬戸内海の再生、R1. 10. 7施行) ・豊かで美しい瀬戸内海の再生のための兵庫県水質目標値(下限値)を設定 (R1. 10. 28施行) ・水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部改正 (下水処理場に係るBOD上乗せ排水基準の緩和、R1. 12. 16施行) ・下水処理場に係るBOD上乗せ排水基準の緩和に関する最下流環境基準点を設定 (R1. 12. 17施行) ・環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正 (別表第5の変更、R1. 12. 10、R2. 1. 1、R2. 6. 21施行)
令和2 (2020)	4	・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正	1 3 〃 〃 4 〃 6 〃 7 8 9 10 〃 12 〃	・環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準の一部改正 (風力発電設備の騒音の規制基準追加) ・太陽光発電の環境配慮ガイドラインの公表 ・小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針を策定 (R2. 3. 10施行) ・環境影響評価指針の改正 ・土壤環境基準の改正 (カドミウム、トリクロロエチレンの基準値の改正) ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (道路運送車両法の一部改正に伴うもの) ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の施行 (要監視項目にPFOSとPFOAを追加し、暫定指針値を設定) ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (御壳市場法の一部改正に伴うもの) ・大気汚染防止法の一部改正 (規制対象に石綿含有成形板等の追加、R3. 4. 1施行)、(直接罰の追加、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果等の電子システムによる報告、R4. 4. 1施行) ・石綿障害予防規則等の一部改正 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去工事に関する規制、R2. 10. 1施行)、(調査結果の記録の保存、R3. 4. 1施行)、(石綿含有仕上塗材・成形版等の除去工事に関する規制、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果等の電子システムによる報告、R4. 4. 1施行) (事前調査及び分析調査の実施者の要件、R5. 10. 1施行) ・有害大気汚染物質指針値を設定 (塩化メチル、アセトアルデヒド) ・瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正 (事前評価等を要しない場合の追加、R2. 9. 25施行) ・大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 (石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の作業基準、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果の記録の保存、R3. 4. 1施行)、(特定粉じん排出等作業の結果の報告等、R3. 4. 1施行)、(事前調査の実施者の要件、R5. 10. 1施行) ・菅義偉首相が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言 (R2. 10. 26) ・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (住宅宿泊事業に係る厨房施設等を特定施設から除外、R2. 12. 19施行) ・押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令 (R2. 12. 28施行)

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
令和3 (2021)	1 2 〃 3 〃 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市大気汚染常時監視システムを更新 ・姫路市公害防止条例施行規則の一部改正（押印廃止） ・「ゼロカーボンシティ」宣言 ・新たな姫路市環境基本計画を策定 ・姫路市環境アクションを改訂 ・姫路市浄化槽に関する規則の一部改正（押印廃止） ・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正 ・「SDGs未来都市」に選定される 	1 3 6 〃 9 10 〃 12	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準の一部改正（大気汚染防止法の一部改正に伴う見直し、R3.4.1施行） ・兵庫県地球温暖化対策推進計画の改定 ・瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正（栄養塩類管理計画の策定の制度を創設、R4.4.1施行） ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（R4.4.1施行） ・大気汚染防止法施行令の一部改正（ボイラーの伝熱面積の規模要件を撤廃、R4.10.1施行） ・水質汚濁に係る環境基準の改正（六価クロムの基準値の改正、大腸菌群数に係る環境基準の見直し、R4.4.1施行） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（六価クロムの基準値の改正、R4.4.1施行） ・地球温暖化対策計画を閣議決定 ・エネルギー基本計画を閣議決定 ・騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正（特定施設に係る例外規定の設置、R4.12.1施行）
令和4 (2022)	4 〃	<ul style="list-style-type: none"> ・「姫路城ゼロカーボンキャッスル構想」が第1回脱炭素先行地域に選定される ・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正 	3 〃 5 9 10 〃	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正（化学的酸素要求量に係る指定水域（指定地域）として瀬戸内海（瀬戸内海地域）を追加、R4.4.1施行） ・環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正（ボイラーの規模要件を変更、R4.10.1施行） ・一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示、低振動型圧縮機の指定に関する規程の公布（スクリュー式圧縮機であって、環境大臣が指定するもの、R4.12.1施行） ・排出ガス中の水銀測定法の一部改正（採取方法の追加、R5.4.1施行） ・水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部改正（条例基準適用事業場に水濁法に規定する指定地域特定施設を設置する事業場を追加、R4.11.1施行） ・兵庫県栄養塩類管理計画を策定

2 姫路市環境関連条例

(1) 姫路の環境をみんなで守り育てる条例

平成13年3月28日

条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境が人間の生存と生活の基盤であることにかんがみ、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に係る密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境管理 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、地域の構成員として、地域の環境の保全と創造に貢献するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壤等の環境の自然的要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 水と緑に親しむことのできる都市空間の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用、良好な都市景観の創出を図り、潤いと安らぎのある快適な都市環境を形成すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。
- (5) 市、事業者及び市民のすべての主体が参画し、協働する社会を形成すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ姫路市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進することにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、海浜等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全と創造を行うに当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全と創造)

第15条 市は、姫路城をはじめとする歴史的文化的資源、良好な景観その他の地域の個性を生かした潤いと安らぎのある環境を保全し創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第16条 市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造についての関心と理解を深め、自らの活動を行う意欲が増進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の環境の保全と創造に関する自主的活動が促進されるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参画の機会の確保)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の参画の機会の確保に努めるものとする。

(情報の共有化)

第21条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民等と協働して、環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を収集するとともに、適切に情報の提供を図り、市民等との情報の共有化に努めるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全と創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(環境管理に関する取組)

第24条 市は、事業者の環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自ら環境管理に関する取組の実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第25条 市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、市民等との協働により、環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第28条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 姫路市公害防止条例

昭和48年4月1日

条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生存と生活の確保に寄与するため、行政機関、事業者及び市民が各々の立場と責務を自覚し、公害防止にあらゆる努力を傾注するという基本理念に基づき、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより公害対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 3 この条例において「事業者」とは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者並びに建設工事を施工する者をいう。
- 4 この条例において「工場等」とは、工場、事業場等事業を行う場所をいう。
- 5 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。

第2章 事業者の責務

(基本的責務)

第3条 事業者は、その責任において万全の措置を講ずることにより公害を発生させてはならない。

(最大限の努力義務)

第4条 事業者は、法令等に違反しないことを理由として、公害防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(管理及び監視義務)

第5条 事業者は、ばい煙等を排出し、又は発生させる施設を適正に管理するとともに、その排出又は発生の状況を常に監視しなければならない。

(協力義務)

第6条 事業者は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

- 2 前項の協力には、市が監視施設の設置を事業者に求めたときは、これに関する費用負担を含むものとする。

(公害防止協定)

第7条 事業者は、市長が公害防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 事業者は、公害防止に関する協定を締結したときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(被害の処置)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

(環境の整備)

第9条 事業者は、工場等の緑化等環境の整備に努めなければならない。

第3章 市長の責務

(基本的責務)

第10条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害防止に関する必要な施策を講じなければならない。

(環境目標の設定等)

第11条 市長は、よりよい生活環境条件を確保するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の目標（以下「環境目標」という。）を必要に応じて定めるものとする。

2 市長は、前項の環境目標を達成するため必要な公害防止計画を策定するものとする。

(監視の義務)

第12条 市長は、ばい煙等の排出又は発生の状況及びそれによる環境の汚染状況を常に監視しなければならない。

(調査等の義務)

第13条 市長は、適切な公害防止措置を講ずるための必要な調査、研究等を行わなければならない。

(公表の原則)

第14条 市長は、前2条の規定による監視及び調査等の結果が明らかになったときは、その状況を公表するものとする。

(知識の普及等)

第15条 市長は、公害に関する知識の普及及び公害防止の思想の高揚に努めなければならない。

(公共施設の整備等)

第16条 市長は、公害防止に資する公共施設の整備を促進する措置を講じなければならない。

2 市長は、地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、公害防止について特に配慮しなければならない。

(広域公害に対する措置)

第17条 市長は、広域公害に対処するため、市域外に立地し又は立地しようとする工場等について実状の把握に努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による実状の把握を行った結果、必要があると認めたときは、関係行政機関に対して公害防止に関する必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(苦情等の処理)

第18条 市長は、公害に係る苦情等について必要な調査及び指導を行う等迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第4章 市民の責務

(基本的責務)

第19条 市民は、地域の快適な生活環境を確保するため、常に自ら公害を発生することのないよう努めなければならない。

(協力義務)

第20条 市民は、市その他行政機関が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第5章 事業者等に対する規制

第1節 工場等に対する規制

(規制基準の設定)

第21条 市長は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等を規制するため、必要に応じて規則で規制基準を定めるものとする。

2 前項の規定による規制基準は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等の量等の許容限度とする。

(規制基準の遵守)

第22条 工場等を設置している者及び設置しようとする者は、他の法令等で定める排出基準等のほか、前条第1項の規定により定める規制基準を遵守しなければならない。

(工場等の届出)

第23条 他の法令等に基づく規制対象施設を有する工場等（以下「特定工場等」という。）を設置している者及び特定工場等を設置しようとする者並びに規則で定める工場等（以下「一般工場等」という。）を設置している者及び一般工場等を設置しようとする者は、市の行う公害対策に資するため、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第24条 市長は、特定工場等から前条の規定による届出に関連した事項について報告を求めることができる。

2 市長は、特定工場等を除く工場等からこの条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

(事故時の措置)

第25条 工場等を設置している者は、ばい煙等を排出し、又は発生する施設若しくはこれを処理する施設について故障、破損その他の事故が発生し又はそのおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 特定工場等を設置している者又は一般工場等を設置している者は、前項に規定する事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、その状況を直ちに規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。また、当該事態が復旧したときも規則で定めるところにより市長に報告し、確認を受けなければならない。

(立入調査等)

第26条 市長は、第23条の規定による届出並びに第24条第1項及び前条第2項の規定による報告の内容を審査するため、必要な限度において、特定工場等に関係職員を立入検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等を除く工場等に関係職員を立入調査させることができる。

3 第1項の規定による立入調査及び前項の規定による立入検査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特定工場等に対する措置)

第27条 市長は、第24条第1項の規定による報告及び第26条第1項の規定による立入調査の結果、不備な事項が明らかとなった場合は、その者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するとともに関係行政機関に対して、規制等を要請するものとする。

(改善勧告)

第28条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないと認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(停止命令)

第30条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、期限を定めて、当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第31条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないことにより人の健康に被害を生ずると認めるときは、前3条の規定にかかるわらず、直ちに、その者に対し、期限を定めて当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業計画書)

第32条 市長は、第11条第2項の規定による公害防止計画策定のため必要があると認めたときは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者に対し、将来の事業計画書の提出を求めることができる。

第2節 建設工事等に対する規制

(基準の設定)

第33条 市長は、規則で定める建設工事（以下「特定建設工事」という。）の施工により発生するばい煙等に係る基準を、必要に応じて規則で定めるものとする。

(基準の遵守)

第34条 特定建設工事を施工する者は、他の法令等で定める基準のほか、前条の規定により定める基準を遵守しなければならない。

(特定建設工事の届出)

第35条 特定建設工事を施工する者は、当該特定建設工事の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、災害でその他非常の事態の発生により特定建設工事を緊急に行う必要がある場合は、遅滞なく届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定建設工事を騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項の特定建設作業又は環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第59条第1項の特定建設作業と同じ期間に、同じ場所で施工する場合において、騒音規制法第14条又は環境の保全と創造に関する条例第59条の規定に基づく届出をしたときは、それをもって前項の規定による届出をしたものとみなす。

(改善勧告)

第36条 市長は、特定建設工事の施工に伴って排出し又は発生するばい煙等が第33条に規定する基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定建設工事を施工する者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法を改善し若しくは当該特定建設工事に係る作業時間を変更するよう勧告することができる。

(改善命令)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法の改善若しくは当該特定建設工事に係る作業時間の変更を命ずることができる。

(停止命令)

第38条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事の施工の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公共事業等に対する配慮)

第39条 市長は、公共性のある特定建設工事の施工について、前3条の規定による改善勧告及び改善命令並びに停止命令を行うにあたっては、当該特定建設工事の実施が不可能にならないよう配慮するものとする。

(土砂等の運搬)

第40条 同一道路を反復して、土砂、鉱さい、汚泥等を運搬する自動車を運行する者及び運行させる者は、公害を発生させないよう必要な措置を講じなければならない。また、万一当該運行に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、周辺の生活環境が損なわれるときは、その者について準用する。

(土砂の流出防止等)

第41条 土砂の採取、土地造成その他これに類する行為を行う者は、公共用水域に土砂を流出させることによりその水質を汚濁し又はその水底に土砂を堆積させてはならない。

2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、当該公共用水域の機能が損なわれるときは、その者について準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第42条 市長は、建設工事を施工する者並びに第40条及び第41条に規定する者に対し、当該建設工事の施工等の状況その他必要な事項の報告を求め、又は必要な限度において、関係職員を当該建設工事の施工等の場所に立入検査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第3節 自動車公害防止

(自動車の使用制限)

第43条 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）を所有する者及び運転する者は、可能な限り不要不急の自動車の使用をさけるよう努めなければならない。

(自動車排出ガス等の防止)

第44条 自動車を所有する者及び運転する者は、常に自動車の適正な運転及び必要な整備を行い、当該自動車からみだりに排出ガス、黒煙及び騒音を排出し又は発生させないように努めなければならない。

第4節 生活妨害の除去

(夜間の静穏保持)

第45条 何人も、夜間において、音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。ただし、救急、水火災等非常の場合はこの限りでない。

(拡声機の使用制限)

第46条 拡声機を使用する者は、他の法令等に定めのある場合を除き、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(爆音機の使用制限)

第47条 鳥獣駆除のため爆音機を使用する者は、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(一般基準の遵守)

第48条 何人も、前2条に定めるほか、生活妨害を除去するため市長が必要に応じて定めるばい煙等に係る一般基準を遵守しなければならない。

(現場調査)

第49条 市長は、前3条の施行に必要な限度において、関係職員を現場調査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による現場調査に準用する。

(勧告)

第50条 市長は、前条の規定による現場調査の結果、第46条、第47条又は第48条の規定による使用基準又は一般基準に適合せず付近の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為者に対し当該事態を消除するよう勧告することができる。

第6章 雜則

(中小事業者に対する助成措置)

第51条 市長は、中小事業者が行う公害防止施設の整備等について、必要な技術指導及び資金のあっせんを行う等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境審議会の意見聴取)

第52条 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めようとするときは、姫路市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

2 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めたときは、告示しなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

第53条 前条第1項の規定は、第21条第1項の規定による規制基準、第23条の規定による一般工場等の範囲、第33条の規定による特定建設工事の範囲及び基準、第46条及び第47条の規定による使用基準、第48条の規定による一般基準を定め又は変更し若しくは廃止する場合に準用する。

(補則)

第54条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第55条 第31条の規定による停止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第56条 第30条の規定による停止命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第38条の規定による停止命令に違反した者

(2) 第40条第2項又は第41条第2項の規定による停止命令に違反した者

第58条 第26条第1項の規定による立入調査及び第26条第2項又は第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関する前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 姫路市騒音防止条例（昭和33年姫路市条例第35号）は、廃止する。

(4町の編入に伴う経過措置)

3 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入（以下「編入」という。）の際現に編入前の家島町、夢前町、香寺町又は安富町（以下「4町」という。）の区域内において特定建設工事を施工している者及び4町の区域内において編入の日から平成18年4月3日までの間に特定建設工事を開始しようとする者に対する第35条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定建設工事の開始の日の7日前までに」とあるのは、「家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入後直ちに」とする。

附 則（平成6年10月1日条例第21号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第36号）

この条例は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）附則第1項の規則で定める日から施行する。

（平成7年12月28日兵庫県規則第100号で平成8年1月17日から施行）

附 則（平成13年3月28日条例第32号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第107号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(3) 姫路市環境審議会条例

平成6年10月1日
条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に姫路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等を代表する者
- (3) 市その他関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務を処理する。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見

を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 姫路市公害対策審議会条例（昭和46年姫路市条例第26号）は、廃止する。

3 最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 [略]

附 則（平成8年3月26日条例第12号）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月23日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月27日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

3 姫路市環境審議会

□ 姫路市環境審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

役職	氏 名	所属等
会長	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
副会長	長田 秀人	姫路市連合自治会 副会長
委員	秋本 剛宏	公益社団法人姫路青年会議所 理事長
委員	家永 善文	兵庫県自然保護指導員
委員	石井 宏治	兵庫県弁護士会姫路支部
委員	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
委員	浦上 文男	一般社団法人姫路薬剤師会 会長
委員	小河 晶子	姫路大学 教育学部 教授
委員	奥 勇一郎	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
委員	小島 理沙	京都経済短期大学 経営情報学科 准教授
委員	杉江 他曾宏	兵庫県立大学 名誉教授
委員	通山 由美	姫路獨協大学 薬学部 教授
委員	中川 公恵	神戸学院大学 薬学部 教授
委員	中野 和子	一般社団法人姫路市医師会
委員	西村 正喜	姫路獨協大学 人間社会学群 准教授
委員	筈井 公美子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
委員	長谷川 尚吾	連合兵庫西部地域協議会 副議長
委員	花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 准教授
委員	林 叔子	姫路経営者協会 副会長
委員	藤田 美知枝	豊岡短期大学 姫路キャンパス 非常勤講師
委員	星尾 隆文	姫路市漁民組合連合会 会長
委員	吉田 裕康	姫路商工会議所 専務理事

□ 姫路市環境審議会審議事項

審議事項
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る公害防止事業費事業者負担について 昭和48年度（第2期事業）、昭和53年度（第3期事業）、昭和56年度（第4期事業）、昭和60年度（第5期事業）、平成5年度（第6期事業）
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る費用負担計画の変更について 昭和51年度（第2期事業）、昭和59年度（第4期事業）
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る管理費の事業者負担について 昭和51・54・55年度（第2期事業）、昭和57・60年度（第2・3期事業）、昭和59・61年度（第4期事業）、昭和63・平成3・6・9年度（第2・3・4・5期事業）、平成11年度（第6期事業）、平成12・15年度（第4・5・6期事業）、平成18年度（第5・6期事業）、平成21年度（第5・6期事業）、平成24年度（第5・6期事業）、平成27年度（第6期事業）、平成30年度（第6期事業）
○ 環境影響評価に關すること ・関西電力㈱姫路発電所5・6号機増設について（平成2年度）
○ 条例・規則等に關すること ・姫路市公害防止条例について（昭和47年度） ・姫路市公害防止条例規則について（昭和48年度） ・姫路市公害防止条例規則の改正について（平成3年度） ・環境基本計画の基本的な考え方について（諮問）（平成11年度 ※答申は12年度） ・環境に關する基本的な条例のあり方について（平成12年度） ・産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例のあり方について（平成14年度 ※答申は15年度） ・姫路市一般廃棄物処理基本計画について（平成19年度） ・「姫路市地球温暖化対策新実行計画（区域施策）（仮称）」のあり方について（平成21年度 ※答申は22年度） ・新姫路市環境基本計画について（平成24年度） ・姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に關する条例（仮称）のあり方について（平成25年度 ※答申は26年度） ・姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定及び姫路市一般廃棄物処理基本計画の策定について（平成29年度） ・姫路市環境基本計画の策定について（令和元年度、令和2年度） ・姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定、姫路市一般廃棄物処理基本計画の見直し及び新美化センター整備基本構想の策定について（令和4年度）
○ 生活環境対策に關すること ・降下ばいじん対策の在り方について（平成18年度 ※答申は19年度）

令和4年版（2022年版）姫路の環境（第57号）
—姫路市環境基本計画報告書—

編集発行 姫路市環境局環境政策室
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2468 FAX 079-221-2469

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002449.html>

発行年月 令和5年（2023年）2月